

平成 24 年度  
川崎市包括外部監査の結果報告書  
(概要版)

廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る

事務の執行について

平成 25 年 1 月 25 日

川崎市包括外部監査人  
公認会計士 川口 明浩

## 目 次

	頁
<b>第1 外部監査の概要</b> · · · · ·	<b>1</b>
1. 外部監査の種類 · · · · ·	1
2. 選定した特定の事件（テーマ） · · · · ·	1
3. 事件を選定した理由 · · · · ·	1
4. 外部監査の方法 · · · · ·	2
5. 外部監査の実施期間 · · · · ·	2
6. 外部監査の補助者 · · · · ·	2
<b>第2 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する概要</b> · · · · ·	<b>3</b>
1. 廃棄物対策の概要について · · · · ·	3
(1) 廃棄物対策の歩みについて · · · · ·	3
(2) ごみ収集・運搬施設（5 収集事業所）について · · · · ·	3
(3) 廃棄物中継（1 か所）・ごみ焼却施設（4 か所）について · · · · ·	3
(4) 鉄道輸送について · · · · ·	3
(5) 埋立処分施設（1 か所）について · · · · ·	3
(6) し尿・浄化槽施設（2 か所）について · · · · ·	3
(7) 仮設トイレの整備状況について · · · · ·	3
(8) 公衆トイレについて · · · · ·	3
2. リサイクル推進の概要について · · · · ·	3
(1) リサイクル推進の歩みについて · · · · ·	3
(2) 資源化処理施設（5 か所）について · · · · ·	3
3. 余熱利用市民施設（2 か所）の概要について · · · · ·	3
4. 普及啓発施設の概要について · · · · ·	3
5. 廃棄物指導業務の概要について · · · · ·	3
6. 組織機構の概要について · · · · ·	3
7. 予算・決算の概要及び一般廃棄物処理計画について · · · · ·	3
<b>第3 外部監査の結果</b> · · · · ·	<b>4</b>
<b>I 外部監査の総括</b> · · · · ·	<b>4</b>
1. 今年度の外部監査の実施及びその結果の特徴について · · · · ·	4
2. 環境局の経営努力について · · · · ·	4
(1) 現場視察等で把握された経営努力事例について · · · · ·	4
(2) 廃棄物対策事業のこれまでの改革について · · · · ·	5
<b>II 廃棄物対策に係る監査結果について</b> · · · · ·	<b>6</b>
<b>II-1. ごみ収集・運搬業務及び廃棄物中継業務について</b> · · · · ·	<b>6</b>
1. 生活環境事業所における普通ごみ等の収集・運搬業務等について · · · · ·	6

(1) 収集計画について	6
(2) 人件費管理及び職場環境の改善について	15
(3) 普通ごみ及び空き缶・ペットボトルの直営収集作業の効率性について	16
(4) 各生活環境事業所における「生活環境推進係」の業務について	17
(5) ごみ収集車等の整備及び管理について	18
2. し尿収集処理業務及び浄化槽清掃等維持管理業務について	20
(1) し尿収集処理業務及び浄化槽清掃等維持管理業務について	20
(2) 浄化槽清掃等業務のあり方について	21
3. 中継輸送業務について	23
4. 鉄道輸送業務について	25
<b>II-2. 処理センターにおけるごみ焼却等業務について</b>	<b>27</b>
1. 王禅寺処理センターの建設整備について	27
2. 焼却処理施設の維持管理について	29
3. 旧王禅寺処理センターの財産管理のあり方について	30
4. 処理センターにおける行政財産の貸付について	30
5. 処理センターにおける消耗品及び材料品の管理について	31
6. 土地借り上げ契約について	32
7. 汚染負荷量賦課金について	33
8. 人件費の管理について	34
9. 設備運転管理業務のあり方（業務委託化）について	35
10. 余熱利用市民施設に係る指定管理業務の管理状況について	38
11. 事業用薬剤購入及び使用状況について	42
12. 化学防護服・耐候性大型土嚢袋の管理について	43
13. ボイラ等管理業務委託について	43
<b>II-3. 埋立処分業務について</b>	<b>44</b>
1. 海面埋立業務委託について	44
2. 浸出液処理施設業務委託について	46
3. 浮島埋立事業所における排水処理施設直営実施について	47
<b>II-4. 廃棄物指導業務について</b>	<b>48</b>
1. 廃棄物指導業務について	48
<b>II-5. 物品管理について</b>	<b>49</b>
1. 物品管理について	49
<b>II-6. リース物件等の事務処理について</b>	<b>54</b>
1. 監視カメラ及び車両等事業用備品のリース事務について	54
2. 車両の購入から納品までの事務処理について	55
3. 災害時対策車両の確保方針について	56

II-7. 収入未済（債権）管理について	57
1. 廃棄物等処理手数料の徴収・管理について	57
2. 火災ごみの撤去・運搬費用等請求に伴う収入未済（債権）管理について	61
<b>III リサイクル推進に係る監査結果について</b>	<b>63</b>
<b>III-1. 資源物のリサイクル推進について</b>	<b>63</b>
1. 資源物及び粗大ごみの収集・運搬及び処理業務委託等について	63
2. 減量化施策について	70
3. 集団回収業務（報償金と奨励金のあり方等）について	72
<b>III-2. リサイクル推進に係る指定管理業務について</b>	<b>74</b>
1. 橘リサイクルコミュニティセンターの管理状況について	74
2. リサイクルビレッジ堤根の管理状況について	75
<b>III-3. 粗大ごみの収集業務について</b>	<b>76</b>
1. 粗大ごみ処理券の管理状況について	76
<b>第4 利害関係について</b>	<b>78</b>

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象：廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について

（2）外部監査対象期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日

### 3. 事件を選定した理由

川崎市の廃棄物対策事業は環境局が所管し、廃棄物及び資源物の収集・運搬、処理及び処分並びに廃棄物処理業者の許可・指導等を行い、併せて、これらの行政コストを削減し、また、環境への負荷を低減させるために、廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の推進に挑戦している事業である（「かわさきチャレンジ・3R」（平成17年度から平成27年度まで）等）。

廃棄物等の処理のためには、多くの人員・車両等の機材、処理・処分施設が稼働しなければならず、収集・運搬職員等の労働集約的な行政と諸処理施設等の施設・設備集約的な行政の典型例のひとつである。平成23年度環境費予算額は約224億円であり、一般会計総予算額に占める割合は約3.6%であった。このように廃棄物対策事業には経常的に大きな予算が投入されており、川崎市における重要な行政分野のひとつと考えられる。

また、処理センター等の施設整備・建設にかかる経費も施設の老朽化に伴い計画的に予算化し執行されなければならない。環境局では現在ごみ処理施設の整備方針を策定し、年間ごみ焼却量37万トンという将来の目標管理やストックマネジメントに基づく施設の長寿命化により、平成27年度から3処理センター体制を目指している。このような計画的整備計画等が、合理的で効果的であるためには、廃棄物の発生・排出抑制等の推計の合理性及び処理計画と実績推移との関係を精査する必要がある。

一方、廃棄物対策事業が現在直面している課題については、まず、短期的には資源物を含めた総排出量が依然として高水準であるため、発生・排出抑制策を効果的に実施しなければならないという課題がある。「かわさきチャレンジ・3R」では、平成15年度を基準にして平成27年度までに、市民1人・1日当たりごみ排出量を180g減量し、1,128gを目標値とし、資源化量は、平成27年度までに資源化率を35%とし、20万トンの資源化量を目標としている。焼却量の削減目標は13万トン削減し、平成27年度で37万トンとしている。このようなごみ排出量や焼却量等の目標値の相互の有機的関連性についても検証の必要性があるものと考える。

このように、川崎市民の日常生活等に伴って発生し排出される廃棄物及びリサイクル等の対策は、地球環境にやさしい持続可能な循環型社会の構築に向けた重要な行政施策であり、財務的にも重要な事業であるため、廃棄物対策及びリサイクルの推進に

係る事務の執行に対して、外部監査を実施することは意義が大きいものと判断し、特定の事件として選定するものである。

#### 4. 外部監査の方法

##### (1) 監査の視点

廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る財務事務の執行の監査の視点について

- ① 関連する法令及び条例・規則等に従い処理されているかどうか
- ② 経済性・効率性及び有効性を考慮して実施されているかどうか
- ③ その行政目的である廃棄物の排出抑制及び資源物の発生抑制、再利用及び再使用を達成するために、社会に対して効果的に働きかけているかどうか

##### (2) 主な監査手続等

まず、監査対象の各担当課に対して、予算・決算の状況及び各種計画等の策定・実施状況について説明を受け、必要と考えられる監査資料を依頼し、これらの資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続を行った。次に、廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る全ての施設等（17か所）を視察し、管理体制及び事業執行状況等について、関連資料により説明を受け、質問を行い、内部統制の状況及び事務執行状況を実地で把握した。また、一般廃棄物及び資源物の収集・運搬業務を計画、実施及び評価の各側面について検証するために、当該業務の過程で収集されるデータ等を活用し、集計・分析して、各生活環境事業所の特性分析及び課題分析を実施し、併せて目標管理の方向性等を提案した。

##### (3) 監査の結果

「第3外部監査の結果」（27頁以降：監査報告書の頁数である。以下同様。）に記載した指摘事項等は、基本的に環境局を対象としている。しかし、それらの中には、市長部局に共通のルールに対する意見等も含まれている（以下の事項参照）。

①指定管理業務の管理状況について（147～165頁）、②貸与被服の在庫管理について（200～204頁）、③消耗品出納簿への登載について（204～205頁）、④廃棄物車両の売却の手法について（222～223頁）、⑤廃棄物処理施設の建設に伴う事業者選定等手法について（102～109頁）、⑥勤怠管理について（86～89頁）

##### (4) 監査対象

- ① **監査対象項目**：廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行
- ② **監査対象部局**：環境局（特定の事件に係る所管部門）
- ③ **監査対応総括部門**：環境局総務部庶務課（外部監査対象局における総括部門）、  
監査事務局行政監査課（外部監査実施過程における総括部門）、  
総務局行財政改革室（外部監査制度総括部門）

5. 外部監査の実施期間：平成24年6月21日～平成25年1月24日

6. 外部監査の補助者：後藤貞明（公認会計士）及び須田徹（弁護士）を含む、  
公認会計士7名及び弁護士3名、合計10名の補助者。

## **第2 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する概要**

### **1. 廃棄物対策の概要について**

#### **(1) 廃棄物対策の歩みについて**

市の廃棄物処理事業の歩みについては、監査報告書の6頁を参照。

#### **(2) ごみ収集・運搬施設（5 収集事業所）について**

廃棄物の収集・運搬については、監査報告書の7~9頁を参照。

#### **(3) 廃棄物中継（1か所）・ごみ焼却施設（4か所）について**

ごみ焼却施設及び中継処理施設については、監査報告書の9~11頁を参照。

#### **(4) 鉄道輸送について**

廃棄物の鉄道輸送事業については、監査報告書の11~12頁を参照。

#### **(5) 埋立処分施設（1か所）について**

浮島廃棄物埋立処分場については、監査報告書の12~13頁を参照。

#### **(6) し尿・浄化槽施設（2か所）について**

し尿及び浄化槽汚泥の処理実績等については、監査報告書の14~15頁を参照。

#### **(7) 仮設トイレの整備状況について**

災害用トイレの整備状況については、監査報告書の15~16頁を参照。

#### **(8) 公衆トイレについて**

駅前等の公衆トイレ14か所については、監査報告書の16~17頁を参照。

### **2. リサイクル推進の概要について**

#### **(1) リサイクル推進の歩みについて**

リサイクル推進の歩みについては、監査報告書の17頁を参照。

#### **(2) 資源化処理施設（5か所）について**

資源化処理施設については、監査報告書の17~18頁を参照。

### **3. 余熱利用市民施設（2か所）の概要について**

ヨネッティー堤根及びヨネッティー王禅寺については、監査報告書の18~20頁を参照。

### **4. 普及啓発施設の概要について**

橘リサイクルコミュニティセンター及びかわさきエコ暮らし未来館については、監査報告書の20~21頁を参照。

### **5. 廃棄物指導業務の概要について**

廃棄物指導業務については、監査報告書の21~22頁を参照。

### **6. 組織機構の概要について**

環境局の組織機構については、監査報告書の22頁を参照。

### **7. 予算・決算の概要及び一般廃棄物処理計画について**

一般会計総予算額と環境費の推移、生活環境事業決算原価及び一般廃棄物処理計画の計画・実績比較については、監査報告書の23~26頁を参照。

### 第3 外部監査の結果

#### I 外部監査の総括

##### 1. 今年度の外部監査の実施及びその結果の特徴について

今年度の包括外部監査の対象は、日々の市民生活になくてはならない生活インフラに係る事業を川崎市全域で展開している環境局の事業であった。以下では監査内容の総括を行い、その特徴を述べる。

今年度の外部監査の総括としては、環境局の事務事業について、合規性の側面から細部に亘り検証し、併せて、経済性・効率性等の視点で、行政組織とその運営の合理性・効果性の検証を行ってきた。また、公平性の視点や倫理性の視点でも検証した。さらに、職員の事務執行等のスキルについても観察し、評価した。その結果として、一部には厳しい内容の指摘及び意見を記載している。しかし、事務事業の執行等の多くは、合規性の面で問題なかった。また、経済性・効率性及び有効性の面でも、担当職員の業務改善等に対する意欲や専門性の最大化努力の事例を少なからず把握した。

今年度の外部監査の特徴は、川崎市の外部監査に期待される諸機能を勘案し、批判的な監査と併せて、問題解決・改善案等提案型の監査の実施を強く意識し、様々な改善技術を監査対象部門及びその職員へ提供してきたところである<sup>注</sup>。また、過去の外部監査の内容や措置状況についても、監査人としての専門性に基づき意見を述べている。

注：監査のヒヤリングの中で、業務改善手法等について詳細に説明し、また、具体的な分析・改善ツール等を次の項目について提供している。

- ① 「II-1 1. 生活環境事業所における普通ごみ等の収集・運搬業務等について」
- ② 「II-2 1. 王禅寺処理センターの建設整備について」
- ③ 「II-2 10. 余熱利用市民施設に係る指定管理業務の管理状況について」
- ④ 「II-6 1. 監視カメラ及び車両等事業用備品のリース事務について」
- ⑤ 「II-7 1. 廃棄物等処理手数料の徴収・管理について」
- ⑥ 「III-2 1. 橋りサイクルコミュニティセンターの管理状況について」

##### 2. 環境局の経営努力について

###### (1) 現場視察等で把握された経営努力事例について

環境局の事業は市民生活に不可欠なインフラ事業という「静脈産業」として、その重要性に光を当てなければならない事業である。たとえば、猛暑の中、ごみの収集・運搬を行う技能職・業務職の職員やごみ中継施設、鉄道輸送施設、焼却処理施設及び海面埋立施設等での技術職、事務職及び業務委託先の職員の献身的な事業実施状況や公務員としての環境局職員等の廃棄物対策事業への真摯な姿勢を把握することができた。また、ごみの適正排出と3Rの意識の普及という環境教育の一環として、生活環境事業所では手作りで、印象的な出前ごみスクールを実施し、家族や地域社会のルールとして、ごみや資源物の適正排出の仕方をしっかりと位置付けることが期待される。

## （2）廃棄物対策事業のこれまでの改革について

環境局は歴代局長を中心にその職員等による企画立案により、これまでにも様々な組織改正や廃棄物対策事業の改革を行い、ごみの適正排出や発生抑制等の施策を推進してきた。

- ① 平成 17 年 4 月：「かわさきチャレンジ・3 R（川崎市一般廃棄物処理基本計画）」
- ② 平成 17 年 4 月：し尿・浄化槽業務のセンター化
- ③ 「出前ごみスクール」や「ふれあい出張講座」の開始
- ④ 平成 18 年 11 月：ミックスペーパーのモデル収集の開始（川崎市・幸区の約 4,200 世帯で実施）～平成 23 年 3 月：全市への拡大
- ⑤ 直営業務から業務委託の推進（平成 20 年 4 月：粗大ごみ収集・運搬業務委託、平成 21 年 4 月：粗大ごみ処理業務委託、平成 22 年度：小物金属収集運搬業務委託、平成 23 年 4 月及び平成 24 年 4 月：空き瓶収集・運搬業務委託の段階実施）

当該業務委託は、環境局の身を切る努力の実践によるものであり、職員の業務内容の変化（事業者モニタリング・指導）をもたらしている。

- ⑥ 平成 23 年 10 月：「今後のごみ処理施設の整備方針」（平成 27 年度に 3 処理センター体制へ）これはごみ排出量抑制等に対する処理施設面での対応姿勢である。
- ⑦ 平成 21 年 4 月及び平成 24 年 8 月：「かわさきチャレンジ・3 R」行動計画の改訂
- ⑧ 平成 23 年 3 月：プラスチック製容器包装の分別収集開始（川崎区、幸区及び中原区）
- ⑨ 平成 25 年度中：プラスチック製容器包装の分別収集の北部 4 区拡大方針
- ⑩ 平成 25 年度：普通ごみの週 3 回収集を週 2 回収集へと変更方針

ごみの発生・排出抑制に向け、市民への周知・理解を得るために、局を挙げての努力は、「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまち」を目指す取り組みとして、市民の福祉の増進に大きく貢献するものと考え、外部監査の実施の中でも、その目的達成のため最少の経費で最大の効果が得られるような仕組みづくり等の提案を行っている。環境局としても、これまでにも実施してきた組織や人員の見直しを関連部局と協力をとりながら更に断行し、直営事業及び委託業務等の改革をさらに推し進めることを外部監査人及び補助者一同、願うものである。

## II 廃棄物対策に係る監査結果について

### II-1. ごみ収集・運搬業務及び廃棄物中継業務について

#### 1. 生活環境事業所における普通ごみ等の収集・運搬業務等について

##### (1) 収集計画について

###### ① 概 要

川崎市環境局（以下、「局」という。）が直営で行っている主たる廃棄物収集業務は、普通ごみの収集、空き缶・ペットボトルの収集、道路清掃であり、市内5か所の生活環境事業所（南部、川崎、中原、宮前及び多摩生活環境事業所）を拠点とし、収集体制を構築している。それらの基礎データは次のとおりである。

項目	単位	南部生活環境事業所 (以下、南部)	川崎生活環境事業所 (以下、川崎)	中原生活環境事業所 (以下、中原)	宮前生活環境事業所 (以下、宮前)	多摩生活環境事業所 (以下、多摩)	計
所在地		川崎区塩浜	川崎区堤根	中原区中丸子	宮前区宮崎	多摩区折形	
所管区域 (収集エリア)		川崎区南部	川崎区北部 幸区	中原区	高津区 宮前区	多摩区 麻生区	
搬入先		浮島処理センター、堤根処理センター、加瀬クリーンセンター	浮島処理センター、堤根処理センター、加瀬クリーンセンター	堤根処理センター、加瀬クリーンセンター	橋処理センター、王禅寺処理センター、加瀬クリーンセンター	橋処理センター、王禅寺処理センター、加瀬クリーンセンター	
平均処理世帯数	世帯	76,484	101,296	117,174	195,943	175,890	666,787
平均処理人口	人	164,561	209,105	232,528	438,587	383,836	1,428,615
収集量(種類別)							
普通ごみ	t/年	33,293	37,987	38,762	86,899	73,791	270,732
空き缶		917	1,042	1,165	2,406	1,782	7,312
ペットボトル		667	798	859	1,629	1,214	5,167
びん ※		1,381	1,580	1,906	—	—	4,867
直営ごみ収集量計		36,258	41,407	42,692	90,934	76,787	288,078
集積所数							
普通ごみ	箇所	7,147	5,588	6,524	11,786	9,601	40,646
空き缶・ペット		4,101	4,129	6,524	10,832	7,628	33,212
計		11,248	9,717	13,048	22,618	17,227	73,858
ごみ収集車数	台	31	37	37	60	53	218
総人員	人	132	121	121	249	180	803
し尿除く総人員		111	121	121	212	180	745
うち残業対象者(課長以上除く)		109	119	119	209	177	733
収集員							
自動車運転手(ごみ)	人	40	47	49	78	68	282
生活環境作業員(ごみ)		46	49	49	91	77	312
直営ごみ収集職員計		86	96	98	169	145	594

注1：データは平成23年度決算ベースである。

注2：空きびん収集・運搬業務は、宮前、多摩生活環境事業所管内（北部4区）が平成23年度から、

また、南部、川崎、中原生活環境事業所管内（南部3区）は平成24年度から外部委託化された。

生活環境事業所の主な定性的特徴については、次の表のとおりである。

事 業 所	定性的特徴
南部生活環境事業所	門前町である大師地区を中心に、密集した住宅群の中に工場が点在する、戦前からの古い住宅地が広がる。古い住宅地内では、集積所が細かく設置されており、戸別収集に近い実態となっている。一方、沿岸部は臨海工業地区で、人口密度が低い。浮島処理センター、浮島埋立事業所を管内に含む。また、し尿収集・運搬及び浄化槽の清掃業務等も行っている。

川崎生活環境事業所	所管区域は狭いが、管内に JR 川崎駅、京急川崎駅周辺の繁華街、中心商業地区が含まれる。外国人労働者人口も多く、消費目的の非住民が多数往来するため、不法投棄等の発生頻度が高い。
中原生活環境事業所	武蔵小杉駅を中心とした川崎駅周辺に次ぐ商業地区及び住宅街で、東西に長い川崎市のほぼ中央に位置する。5 つの生活環境事業所の中では規模的にも特徴的にも平均的な性質を有する。
宮前生活環境事業所	戦後～高度成長期に開けた新興住宅地で、5 つの生活環境事業所で最大の収集量と職員数を擁する。土地の起伏が比較的多い。JR 貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅及び橋処理センターを管内に含む。また、し尿収集・運搬及び浄化槽の清掃業務等も行っている。
多摩生活環境事業所	宮前地区よりもさらに新しく開けた新興住宅地で、所管区域が最も広く、飛び地を有するため、収集運搬の移動距離が長い。また土地の起伏が非常に激しい。王禅寺処理センターを管内に含む。

#### ア 市全体の収集計画について

廃棄物収集の全般的な計画及び事業所間調整等は、収集計画課が行っており、予算編成、組織編成のベースは、「基準作業」（平成 19 年度導入）の考え方に基づいている。「基準作業」とは、小型ごみ収集車（積載量 2t）、中型ごみ収集車（積載量約 2.2t）ごとに、1 台当たり積載量及び乗車人員等の各基準を、川崎市独自に設定したものである。生活環境事業所ごとに予測ごみ発生量とともに「基準作業」により必要人員及び収集車数が算定される。

#### ＜普通ごみ収集車の基準作業＞

車種	積載量 (kg/台)	台数 (台/日)	収集量 (kg/日)	乗車人員 (人)
小型ごみ車	1,500	5	7,500	2
中型ごみ車	2,100	5	10,500	3

#### ＜空き缶・ペットボトル収集車の基準作業＞

車種	積載量 (kg/台)	台数 (台/日)	収集量 (kg/日)	乗車人員 (人)
小型ごみ車	340	3	1,020	2
中型ごみ車(多摩以外)	510	3	1,530	3
中型ごみ車(多摩)	690	2	1,380	3

## イ 生活環境事業所ごとの日常の収集計画について

収集業務の遂行に当たり、班分け等、日常の収集計画については、各生活環境事業所に一任されており、編成に当たっての考え方は必ずしも統一されていないが、概ね類似した体制である。

### ② 結 果

#### ア 収集計画策定における「基準作業」と実質基準の活用について（意 見）

現在、収集計画の基礎となっている「基準作業」の数値は、全生活環境事業所に亘って一律に適用されている形式的な基準ということができる。一方、各生活環境事業所での現場観察の結果、現在の収集計画等策定の基本である基準作業という、車両の積載能力に対応した人員の張付け基準だけでは、収集計画及びそれに基づく作業編成の策定上、各生活環境事業所の作業環境の主要な特徴をすべて汲み取ったことにはなりえないと考えた。そして、基準作業という形式的基準以外にも、生活環境事業所の所管する地域の様々な特徴を反映した収集計画等が策定されるべきであり、そのためにも、新たに、収集計画等の策定上、重要な実質的要素を加味した判断基準を認識し、基準として追加確立することが求められる。また、様々な実質的な基準は、収集計画等の策定上、加味すべき重要な考慮要件であるだけではなく、各生活環境事業所に対する体系的な評価指標にもなり得るものである。

したがって、収集計画等の策定の際には、形式的な基準作業だけではなく、各生活環境事業所の作業環境や作業実態をよりよく反映する実質基準を加味して、業務実施体制等を見直すことができるモニタリング・評価体制を構築することを要望する。

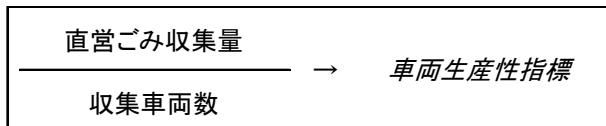
#### イ 実質基準の採用の具体的提案について（意 見）

一般廃棄物処理基本計画上の目標指標である「1人1日ごみ排出量」の目標値を達成するための展開式を一例として提案する。以下の展開方法によると、単に外部向けの指標ではなく、内部的な環境行政の努力に係る可視化指標となる。最終的には、このような細分化された指標に基づき、各生活環境事業所の努力を促し、本庁部門としても目標達成の努力が目に見えるように管理していくことで、効率的で効果的な環境行政の推進につながるものと期待される。

処理人口	$\frac{\text{収集量}}{\text{収集車両数}}$	$\times$	$\frac{\text{収集車両数}}{\frac{\text{技能・業務職員数}}{\text{技能・業務職員数}}}$	$\times$	$\frac{\text{技能・業務職員数}}{\text{収集距離}}$	(iii)
	(i)		(ii)			
	$\times \frac{\text{収集距離}}{\frac{\text{収集車のべ稼働日数}}{\text{収集車のべ稼働日数}}}$	$\times$	$\frac{\text{収集車のべ稼働日数}}{\text{燃料費}}$	$\times$	$\frac{\text{燃料費}}{\frac{\text{事業所別コスト}}{\text{事業所別コスト}}}$	(vii) <d>
	(iv)		(v)		(vi)	

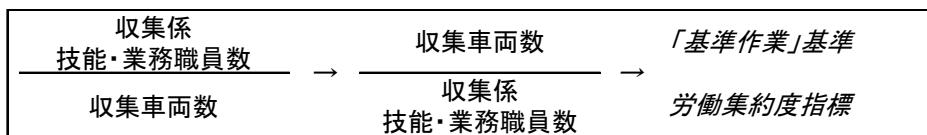
ここで、分解した式の各項目の意味を説明すると、以下のとおりである。

( i ) 第 1 項 車両生産性指標（単位：t/台）



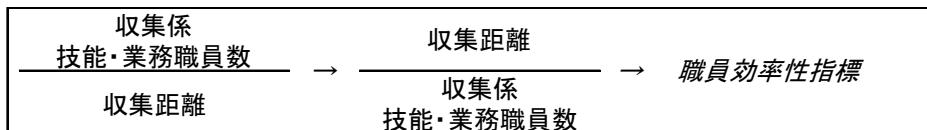
収集車両 1 台当たりごみ収集・運搬量の各生活環境事業所比較。車両生産性を表し、当該数値が大きいほど、車両がより効率的に利用されており、車両の生産性が高い。

( ii ) 第 2 項 「基準作業」基準・労働集約度指標（単位：人/台）



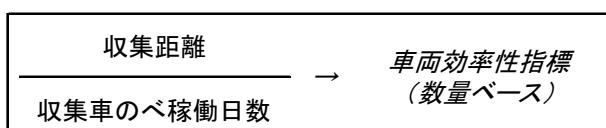
収集車両 1 台当たり乗車人数の各生活環境事業所比較。労働集約度を表し、現在「基準作業」として設定されている基準である。車両、職員という両変数のバランスを表し、収集車両数を分子にした場合、数値が高いほど労働集約的であり、数値が低いほど資本集約的である。

( iii ) 第 3 項 職員効率性指標（単位：km/人）



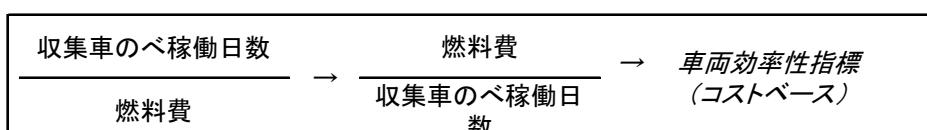
運転・収集職員 1 人当たり収集距離数の各生活環境事業所比較。職員効率性を表し、収集距離を分子にした場合、当該数値が短いほど収集効率が高いことを表す。

( iv ) 第 4 項 車両効率性指標（数量ベース）（単位：km/台）



収集車両 1 日 1 台当たり収集距離の各生活環境事業所比較。数量ベースの車両効率性を表し、当該数値が小さいほど車両での収集効率が良いことを表す。

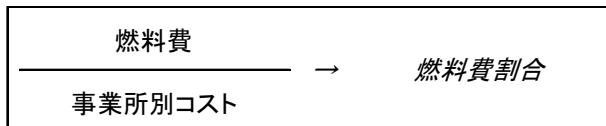
( v ) 第 5 項 車両効率性指標（コストベース）（単位：円/日）



収集車両 1 日 1 台当たり燃料費の各生活環境事業所比較。コストベースでの車両効率性を表し、燃料費を分子にした場合、当該数値が小さいほど

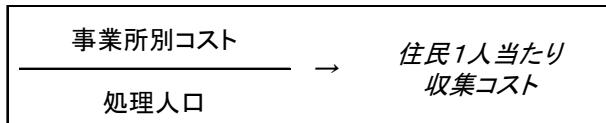
燃料効率が良いことを表す。

(vi) 第6項 燃料費割合（単位：%）



所別コスト総額に占める燃料費の割合の各生活環境事業所比較。

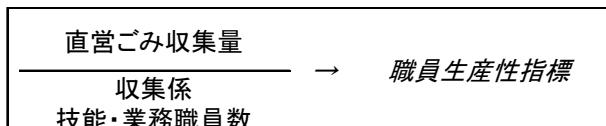
(vii) 第7項 住民1人当たり収集コスト（円/人）



各生活環境事業所管内住民1人当たり業務コストの各生活環境事業所比較。

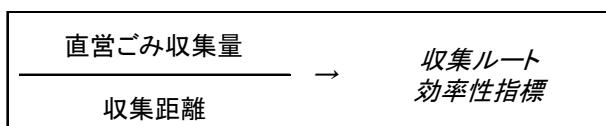
以下、上記のような展開式で直接表示することができなかった指標。

(viii) 第1項×第2項 職員生産性指標（t/人）



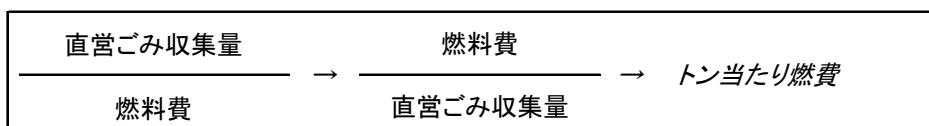
直営ごみ収集員等1人当たりごみ収集・運搬量の各生活環境事業所比較。

(ix) 第1項×第2項×第3項 収集ルート効率性指標（t/km）

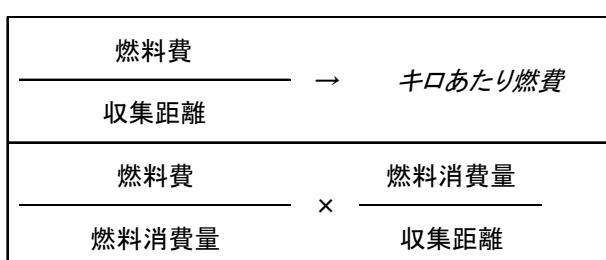


収集距離1km当たりごみ収集・運搬量の各生活環境事業所比較。

(x) トン当たり燃費（円/t）：収集量1トン当たりの燃料費。



(xi) キロ当たり燃費（円/km）：収集距離1キロ当たりの燃料費。



以上の数値を、生活環境事業所ごとに集計し、継続的にモニタリング（観察・評価）を行うことで、それぞれの生活環境事業所別の特徴を分析し、評価する

ことが可能となる。現在は、各生活環境事業所の体系的な評価の視点が欠けており、事業コストや業務実績を加味した評価のツールとして、活用することを要望する。

#### ウ 実質基準を採用した分析例と指標化について（意 見）

イで説明した内容の分析を、平成 23 年度数値に基づき実施した。

区分	式	単位	南部	川崎	中原	宮前	多摩	市平均
1人1日 ごみ排出量	直営ごみ収集量 ／ 処理人口 ÷ 365	g	603.65	542.52	503.01	568.04	548.09	552.46
住民1人当たり 年間ごみ排出 量	直営ごみ収集量 ／ 処理人口	g	220,332	198,021	183,600	207,334	200,052	201,648
i 車両生産性 指標	直営ごみ収集量 ／ 収集車両数	t/台	1,169.61	1,119.11	1,153.84	1,515.57	1,448.81	1,321.46
	直営ごみ収集量 ／ 収集車両数(定数車)	t/台	1,510.75	1,427.83	1,423.07	1,818.68	1,785.74	1,636.81
ii 労働集約度 指標 (基準作業)	収集係技能・業務職員数 ／ 収集車両数	人/台	2.77	2.59	2.65	2.82	2.74	2.72
	技能・業務職員数(週休 調整後)／ 収集車両数(定数車)	人/台	2.99	2.76	2.72	2.82	2.81	2.81
iii 職員効率性 指標	収集距離 ／ 技能・業務職員数	km/人	5,230.35	4,731.99	5,048.88	4,981.09	7,348.71	5,566.06
iv 車両効率性 指標(数量)	収集距離 ／ 収集車のべ稼働日数	km/日	46.51	39.35	42.86	44.97	64.44	48.61
v 車両効率性 指標(コスト)	燃料費 ／ 収集車のべ稼働日数	円/日	1,941.05	1,518.63	1,691.97	2,019.62	2,405.75	1,961.68
vi 燃料費割合	燃料費 ／ 事業所別コスト合計	%	2.569%	2.119%	2.390%	2.592%	3.230%	2.634%
vii 住民1人 当 たり所要コスト	事業所別コスト合計 ／ 処理人口	円/人	4,441.37	3,956.08	3,515.33	3,325.77	3,209.15	3,546.05
viii 職員生産性 指標	直営ごみ収集量 ／ 技能・業務職員数	t/人	421.60	431.32	435.63	538.07	529.57	484.98
ix 収集ルート 効率性	収集距離 ／ 直営ごみ収集量	km/t	12.41	10.97	11.59	9.26	13.88	11.48
x 燃費(トン当 たり)	燃料費 ／ 直営ごみ収集量	円/t	517.79	423.38	457.51	415.77	518.08	463.16
xi 燃費(キロ当 たり)	燃料費 ／ 収集距離	円/km	41.74	38.59	39.48	44.91	37.33	40.36

注：代入したデータは平成 23 年度実績である。ただし、収集距離のみ平成 22 年度実績を代入した。

一般廃棄物処理基本計画上の行動目標である1人1日ごみ排出量は、中原生活環境事業所が最も小さい503.01g、南部生活環境事業所が603.65gと、およそ2割の乖離が存在する。局は、現在、ごみ及び資源物の分別排出の徹底を推進しており、来年度には週3回の普通ごみの収集日を週2回へと変更する施策を打ち出している。それらの施策により、ごみの発生抑制が更に加速することが期待されているが、各生活環境事業所の管内から排出される市民1人・1日当たりのごみ量が、他の生活環境事業所の当該原単位当たりごみ量と比較した時に、より少ないものであるかどうかを指標化することは、今後、係ごとにどのような業務に重点を置いて日々の業務を実施することが求められるかのヒントを与える。(なお、各指標の分析は、監査報告書の48~49頁を参照。)

各指標の分析結果から、各生活環境事業所の数値に基づく特徴を把握することができ、それらの特徴に基づき、各生活環境事業所の課題や目指すべき内部努力の目標等が明確となる。このような内容を踏まえて、収集計画課などの本庁部門と各生活環境事業所は、自らの特徴(いわゆる「強み」と「弱み」等)を定性的にも、定量的にも把握し、内部の業務改善に寄与するデータとして、活用されることを要望する。

#### 【南部生活環境事業所の特徴評価と改善の視点】

区分	特徴と改善目標等
定量データに基づく特徴(強み及び弱み)と評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 最大の特徴は、1人1日当たりごみ排出量(603.65kg/人・日)が一番多い。平成23年度で普通ごみ分別排出指導(81回)及び不適正排出指導(1,255回)等は特徴的に多いが、出前ごみスクール開催(14回)は少ない。</li> <li>ii 基準作業による人員数は最も多い。(2.99人/台)</li> <li>iii したがって、職員生産性(421.60t/人)は悪い。</li> <li>iv 住民1人当たり所要コスト(4,441.37円/人)・燃費(517.79円/t)についても、集積所数の多さ等により悪い。</li> </ul>
改善の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 1人1日当たりごみ排出量の削減のためのあらゆる施策を職員へ強く指示する。特に生活環境推進係を中心に、活動目標を列挙して、戦略的・戦術的にも効果的な排出抑制を模索すべきである。廃棄物減量指導員や区廃棄物減量指導員連絡協議会と連携を強化する。</li> <li>ii 収集作業等から適正排出・減量指導業務への人員のシフトを検討する。また、車両燃料費等のコスト削減運動を運転手等とともに実施する。</li> </ul>

#### 【川崎生活環境事業所の特徴評価と改善の視点】

区分	特徴と改善目標等
定量データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 1人1日当たりごみ排出量の削減は進んでいる(542.52kg/人・日)</li> </ul>

に基づく特徴（強み及び弱み）と評価	日）。最大の特徴は、車両効率性：数量ベース（39.35 km/台・日）やコストベース（1,518.63 円/台・日）、燃費（38.59 円/km）等は良い数値である。また、職員効率性（4,731.99 km/人）も良い。 ii 基準作業による人員数は少ない。 iii しかし、車両生産性（1,119.11t/台）は悪い。
改善の視点	i 車両台数の見直しを行う必要がある。特に予備車両の見直しが必要である。定数車両 29 台、予備車両台数 8 台で予備車割合（22%）が比較的高い。 ii 車両関係費用のうち車両リース料と減価償却費の合計額及び車両修繕費が、中原に比べても高い。コスト削減を行うべきである。 iii 1 人 1 日当たりごみ排出量を更に削減し、また、不適正排出指導等を更に強化するためにも、生活環境推進係を中心に、活動目標を列举して、効果的な排出抑制等を目指すべきである。特に出前ごみスクールやふれあい出張講座の開催回数が少ない。 iv 廃棄物減量指導員や区廃棄物減量指導員連絡協議会と連携を強化する。

#### 【中原生活環境事業所の特徴評価と改善の視点】

区分	特徴と改善目標等
定量データに基づく特徴（強み及び弱み）と評価	i 最大の特徴は、1 人 1 日当たりごみ排出量（503.01kg/人・日）が一番少ないとことである。平成 23 年度で普通ごみ分別排出指導（41 回）及び不適正排出指導（614 回）等は特に多くない。しかし、出前ごみスクール開催（29 回）やふれあい出張講座（23 回）は活発である。 ii 基準作業による人員数は最も少ない。（2.72 人/台） iii 上記を除けば、当事業所の各指標の数値は、5 つの事業所の平均値か若干良いという実績である。
改善の視点	i 車両台数の見直しを行う必要があり、特に、定数車両の見直しが必要である。 ii 1 人 1 日当たりごみ排出量を更に削減し、また、不適正排出指導等を更に強化するためにも、生活環境推進係を中心に、活動目標を列举して、効果的な排出抑制等を目指すべきである。 iii 廃棄物減量指導員や区廃棄物減量指導員連絡協議会と連携を強化する。

#### 【宮前生活環境事業所の特徴評価と改善の視点】

区分	特徴と改善目標等
定量データ	i 1 人 1 日当たりごみ排出量の削減には課題がある（568.04kg/人・

に基づく特徴（強み及び弱み）と評価	<p>日)。</p> <p>ii 最大の特徴は、車両生産性(1,818.68t/台)、職員生産性(538.07t/人)、収集量当たり燃費(415.77円/t)が一番良いことである。しかし、1km当たり燃費は一番悪い(44.91円/km)。</p> <p>iii 基準作業による人員数は平均レベル。</p>
改善の視点	<p>i 1人1日当たりごみ排出量の削減を重点的に目指すべきである。あらゆる施策を職員へ強く指示する。特に生活環境推進係を中心に、活動目標を列挙して、戦略的・戦術的にも効果的な排出抑制を模索すべきである。廃棄物減量指導員や区廃棄物減量指導員連絡協議会と連携を強化する。</p> <p>ii 車両や職員の面の生産性は一番良いが、逆に、生産性の数値を少し落としても、1人1日当たりごみ排出量の削減のために、収集作業等から適正排出・減量指導業務への人員のシフトを検討することも考えられる。</p> <p>iii また、車両燃料費等のコスト削減運動を運転手等とともに実施する。</p>

#### 【多摩生活環境事業所の特徴評価と改善の視点】

区分	特徴と改善目標等
定量データに基づく特徴（強み及び弱み）と評価	<p>i 1人1日当たりごみ排出量の削減には課題がある(548.09kg/人・日)。</p> <p>ii 最大の特徴は、住民1人当たり所要コストが一番低いことである(3,209.15円/人)。</p> <p>iii 基準作業による人員数は平均レベル。</p> <p>iv 車両生産性は平均以上であるが、職員効率性及び車両効率性は一番悪い。</p> <p>v 収集ルート効率性(13.88km/t)は地域性等を反映して一番悪いが、1km当たり燃費(37.33円/km)は一番良い。</p>
改善の視点	<p>i 1人1日当たりごみ排出量の削減を重点的に目指すべきである。あらゆる施策を職員へ強く指示する。特に生活環境推進係を中心に、活動目標を列挙して、戦略的・戦術的にも効果的な排出抑制を模索すべきである。廃棄物減量指導員や区廃棄物減量指導員連絡協議会と連携を強化する。</p> <p>ii 収集距離数は1,065,563kmであり、全事業所の約32%であることもあり、作業の効率性が悪い。収集ルートの条件として、飛び地や狭隘で直線ではないルート等の弱みがあり、対策が検討されるべきである。</p>

	<p>iii 収集距離当たり燃費が良いのは、運転手の運転技術が寄与しているといたら、上記収集ルートの悪条件に対応する熟練の運転手の配置に今後も留意する必要がある。</p> <p>iv 燃料費や車両修繕費は当事業所にとって重要なコストであるため、経費削減の努力対象として、ベンチマークを行う必要がある。</p>
--	--

## エ 作業編成方針の標準化及び作業編成表の効率化について（意 見）

現在、作業編成表は、各生活環境事業所にて独自のフォームを採用実施している。各作業編成表は、長年の経験に基づき非常に使いやすいものとなっているが、全庁的なモニタリングの視点からは、不統一であることで横断的な比較がしにくい問題がある。

作業編成表を統一し（少なくとも表示項目だけでも）、比較しやすい環境を整えることを要望する。将来的には作業編成表の内容をデータ化し、分析が行えるようにすることも視野に入れて整備を進めるよう要望する。

## オ 適切なモニタリングの実施について（意 見）

収集計画課または他の本庁部署が、生活環境事業所の業務実施に対して、適切なモニタリングを実施するためには、職務分掌上、特に配慮を要するものと考えられる。収集計画課の所掌事務として各生活環境事業所の業務実施に対するモニタリング等の実施を明記することで、円滑な評価業務が実施されることを要望する。

## （2）人件費管理及び職場環境の改善について

### ① 概 要

収集運搬業務及び生活環境事業所での業務全般について、局の業務の中でも特に労働集約的な部門である。そのため、職員の福利厚生を含めた職場環境に関する質の向上が、業務の質に対して非常に重要な影響を及ぼすことに留意する必要がある。生活環境事業所における人件費、勤怠情報、労務関係のデータの比較結果は次のとおりである。すなわち、1人当たり平均残業時間は、南部生活環境事業所が162時間と最も長く、中原生活環境事業所が137時間と最も短い。中原生活環境事業所では、庶務係、生活環境推進係、安全衛生担当の年休平均消化日数が他の生活環境事業所と比較すると低い。また、公務災害日数については、職員数の規模等にも影響を受けるが、多摩生活環境事業所が少なく、宮前生活環境事業所が多い。

### ② 結 果

#### ア 普通ごみ収集業務の時間分析及び標準作業類型化の必要性について（意 見）

現在、普通ごみの収集運搬作業の時間配分について、正式な記録が存在せず、

収集業務の標準がない。今後、民間事業者による業務の実施との比較検討も踏まえて、より厳しい外部環境の変化が予測されることもあり、さらなる業務改善を行うことが求められる。そのため、収集作業を要素ごとに細分化し、時間数を把握し、それぞれの業務・活動ごとに、時間分析と評価を行うことを要望する。そのことにより、個別の業務・活動内容ごとに、市民サービスに与える付加価値の創出に対してどの程度、貢献したかについて、吟味することができるようになる。

#### イ 人件費入力方法の統一の必要性について（意 見）

南部生活環境事業所、宮前生活環境事業所、多摩生活環境事業所の3拠点について、残業申請実績データを入手し、比較したところ、一般的な残業申請の分単位について、事業所間で明らかに異なる結果が見られた。残業申請ルールの不統一により、生活環境事業所職員間の公平性に差異が生じており、実態調査を行う必要がある。したがって、時間外勤務の報告については、統一した報告ルールを定めるとともに、労務管理部門等の統括部署で定期的にモニタリングを実施することを要望する。

#### ウ 職場環境改善に関する所属横断的会議体の必要性について（意 見）

更衣室のレイアウト、更衣室ロッカーの貸与、親睦会やサークル活動に対する支援体制等、事務事業そのものと直接かかわりのない職場環境の整備や改善は、各所長の判断によるところが大きい。その中で、宮前生活環境事業所では、余剰が生じたロッカーを売却処分し、更衣室の空いたスペースに土足禁止の高床を設置し、休憩所として利用している。この事例から判断すると、職員の意見調整を行い、職員利便性の最大化を図ることで、職場環境が改善し、作業効率が向上することが期待される。

適切な改革・改善を適時に実施しながら、試行錯誤を繰り返してより良い業務実施に寄与するためには、各職場での改革に関する情報交換を図ることが求められる。このような業務改革・改善に関する情報の流通のためにも、各生活環境事業所の庶務係を中心に構成される職場環境に関する横断的会議体（職場環境改善会議等）を設置することを要望する。

### （3）普通ごみ及び空き缶・ペットボトルの直営収集作業の効率性について

#### ① 概 要

普通ごみ及び空き缶・ペットボトルの収集等作業の際に、対象外のごみ及び資源物が集積所に排出されていた場合、不適正排出として、各生活環境事業所では、以下の対応を実施している。

ア 原則→不適正排出シールの貼付

イ 例外→古紙については、可能な範囲で収集を行っている。

また、分別不徹底が多い地区については（空き瓶が、空き缶・ペットボトルの排出袋に混入している事例など）、収集前の前捌きを行うケースもある。

## ② 結 果

### ア 古紙回収について（意 見）

普通ごみ収集に際して、集積所にイレギュラーに排出される古紙をパッカー車の横に取り付けられた犬猫収集用バケットや助手席に入れて収集している。川崎市のルール上、古紙（新聞紙・雑誌・ダンボール）は町内会・自治会、PTA等の資源集団回収に出すことが推奨されている。したがって、生活環境推進係と廃棄物減量指導員による適正排出の指導が徹底されることを要望する。

### イ 引越しごみの混入の事例について（意 見）

普通ごみ等の直営収集に際して、引越し予定の家庭から排出された普通ごみと併せて、小物金属類や粗大ごみが多数排出されるケースがあった。普通ごみの収集作業効率に大きな支障をきたしており、監査人が視察した収集箇所では、1か所の集積所における作業時間が10分を超えていた。

引越し情報の収集と不適正排出のリスク情報が適切に収集・把握されて、不適正排出のリスクが高いという兆候が事前に判断された場合には、生活環境推進係の職員が、事前に適時に対応する体制を整備することが重要である。生活環境推進係と廃棄物減量指導員等による適正排出の指導も徹底されるよう要望する。

### ウ 空き缶・ペットボトル収集作業の前捌きとしての作業について（意 見）

空き缶・ペットボトル収集において、空き瓶を混入させて集積所に排出する事例が多く存在する。そのため、例えば中原生活環境事業所は、収集係の職員が収集前の袋の内容をチェックし、中に入っている空き瓶を取り除く作業を行っており、作業効率に問題がある。したがって、生活環境推進係と廃棄物減量指導員等による適正排出の指導を徹底されるよう要望する。

## （4）各生活環境事業所における「生活環境推進係」の業務について

### ① 概 要

ごみ収集及び減量に関する普及啓発活動を行う部署として、生活環境推進係が、各生活環境事業所に設置されている。生活環境推進係の主な事業内容は、

（i）ごみ減量・リサイクルや一般廃棄物処理計画の普及啓発、（ii）小学4年生を対象とした出前ごみスクール、町内会・自治会を対象としたふれあい出張講座等の環境教育・環境学習の開催、（iii）廃棄物減量指導員（住民組織団体からの推薦を受け、廃棄物行政に関し市と市民のパイプ的な役割を担う市民）との連絡調整、（iv）ごみ排出方法の指導や不適正排出指導、（v）資源集団回収等リサイクル

の推進に関する業務等であり、その他多岐にわたる業務を担当している。

## ② 結 果

### ア 生活環境推進係の業務機能強化の必要性について（意 見）

生活環境推進係の業務の範囲やその業務に対する役割期待は、ごみや資源物の適正排出や発生抑制等の達成のために、無限であり、現在の人員体制で効率よく効果的にこのような目的を追求しようとしているが、十分な成果達成のためには限界があるものと考える。したがって、生活環境推進係の業務の質と量を拡大するためにも、その職員の人材育成を体系的に実施し、適正排出と排出抑制等の目的のもとで、係の業務をより戦略的に実施されるよう要望する。

### イ 生活環境推進業務のデータ化の必要性について（意 見）

生活環境推進係の業務の報告は生活環境推進業務日報で行われているが、これらのインプットデータの出力・年間集計・業務ごとの分析・評価などが実施されていない。生活環境推進係の業務の重要性を具体的な業務実績データにより、評価・分析することは、戦略的な目標管理及び目的達成のための最適な手段の評価などのためにも、欠かせない業務である。

今後、生活環境推進係の業務の内容精査及び改善等に役立てるためにも、全生活環境事業所につき、推進業務実績のデータ化を行うことを要望する。

## （5）ごみ収集車等の整備及び管理について

### ① 概 要

廃棄物収集運搬業務の拠点である生活環境事業所では、生活環境事業所ごとにごみ収集車等を保有し、それらの整備及び管理を行っている。

ごみ収集車の場合、日常の車両点検は、収集係のごみ収集車乗務者（以下、「運転手」という。）が運行前整備点検表を利用して行う運行前整備点検によって毎日行われる。また、各生活環境事業所の庶務係に、車両整備及び管理業務を担当する専門職員（以下、「整備担当」という。）が配属されている。整備担当の整備履歴は車両整備日報に記載される。一方、車検他定期点検や自前による修理が不可能な場合は、外部業者へ取り次ぎ、定期的に連絡を取り合う。

整備担当者数は、宮前生活環境事業所は正職員 2 名、非常勤職員 1 名で、他の生活環境事業所は正職員 2 名である。整備担当 1 人当たり車両台数を算出すると、車両数が最大の宮前生活環境事業所（33.8 台／1 人）と最小の中原生活環境事業所（22.5 台／1 人）では約 1.5 倍の差が生じている。

### ② 結 果

#### ア 運行前点検整備表のチェック方法について（意 見）

運行前点検整備は、道路運送車両法第 47 条関係のチェック及び架装関係のチェックの合計 49 項目について、出発前の約 10 分間を利用して実施され、チエ

ック結果が運行前点検整備表に記録される。各生活環境事業所とも、実際の点検整備の時点で不具合項目が検出された場合、否の記号を付す前に、その場で対処して良の記号を付し、運行前点検を完了させて出庫しているため、実際の整備点検表には、否の記号が付された状態で保存されることは皆無となっている。しかし、有効であることを表す客観的な証拠が残っていないため、資料保存の意義及び点検整備業務の実効性の点から問題がある。

したがって、運行前点検整備表の記載に当たっては、実態に即したルールを徹底し、有効な情報が得られるよう要望する。

#### **イ 車両整備日報の全般的な記載不備について（指 摘）**

庶務係の整備担当は、1日の車両整備の内容を車両整備日報にとりまとめている。車両整備日報は、車両整備の記録及び整備の履歴及び実施頻度を把握するための重要な資料である。しかし、整備内容の網羅性、記載すべき項目の記載水準が、生活環境事業所間で、また、その担当者間で一定ではない。

したがって、車両整備日報の記載にあたっては、一定のルールを参考にして、整備担当の業務の意義及びその有効性並びに事務量の適切性を評価することができるよう、記載内容及び記載方法等の改善を徹底されたい。

#### **ウ 車両整備及び管理業務の標準作業の構築について（意 見）**

車両整備及び管理業務の性質上、業務分量を平均的に保つことが難しいため、一定の手待時間が実際には生ぜざるを得ない。この手待時間の割合が適正な割合から大きく乖離していないかどうかという観点で検討することが重要である。車両管理業務について、手待時間も含めた作業要素ごとに細分化し、時間数を把握（時間研究）することを要望する。

#### **エ 車両整備及び管理業務のセンター化の可能性について（意 見）**

整備担当者の業務の対象となる車両数は、各生活環境事業所の業務規模等により異なるため、車両整備担当1人当たり車両台数について、中原生活環境事業所は22.5台/人であるのに対して、宮前生活環境事業所では、33.8台/人であり、中原生活環境事業所の1.5倍の生産性が求められている可能性がある。

業務量に対応した人員配置が必要であるが、一方で、隣接する生活環境事業所ごとに、業務を実施する場所を集約することも考えられる。このような車両整備業務のセンター化は、ごみ量の減少に伴って避けて通れない課題であり、検討を要望する。

#### **オ 車検対策車両及び災害対策車両について（意 見）**

各生活環境事業所では定数車の他、車検対策及び災害対策のために予備的な車両を保有している。実際に災害が発生した際の想定に基づき、地域防災計画の見直し作業等の中で、全局的に、災害の想定規模に対応して、一定のルールに基づいた整合性のある災害対策を検討することが求められている。

したがって、車検対策車及び災害対策車とともに、適正な保有水準のあり方を全庁的な方針のもとで環境局としても主体的に検討し、激甚災害等が発生した時に現場での必要車両数をどのようにして確保するかについて、直営での保有と民間事業者との連携等による対応手段を具体化していくよう要望する。

#### 力 廃タイヤ運搬委託及び再生委託業務について（意 見）

廃タイヤ処分業務委託、廃タイヤ運搬委託業務及び架装部年次点検業務については、結果としていずれも、数十万円未満の金額の少額契約であるにもかかわらず、契約単位が細分化されており、契約ごとに請書等を含めた資料一式が作成されている。これについて、契約や業務遂行の効率性の観点から、単価契約への変更を検討されるよう要望する。

## 2. し尿収集処理業務及び浄化槽清掃等維持管理業務について

### （1）し尿収集処理業務及び浄化槽清掃等維持管理業務について

#### ① 概 要

し尿収集処理及び浄化槽清掃等維持管理業務は、平成 16 年度まで各生活環境事業所で実施していたが、平成 17 年 4 月からは、南部生活環境事業所と宮前生活環境事業所へ統合された。

#### ア. し尿収集業務について

し尿収集業務は、小型し尿車（8 車）により、1 地区を 1 車の責任で行う固定方式と 1 地区を集團で行う集團片押し方式で、1 か月に 2 回の収集計画を策定して行っている。収集したし尿は、南部地区については入江崎クリーンセンターへ、また、北部地区については、宮前生活環境事業所内に設置されているし尿中継輸送・下水投入施設へそれぞれ搬入している。

#### イ. し尿処理業務について

南部生活環境事業所と宮前生活環境事業所において、浄化槽を設置している市民からの申し込み制により、浄化槽の清掃業務を実施している。平成 23 年度では、清掃対象基数が 5,555 基で汚泥引抜延べ件数は約 800 件であり、清掃車は 11 車を配置して対応している。収集した汚泥は、入江崎クリーンセンター及び宮前生活環境事業所のし尿中継輸送・下水投入施設に搬入され、全量が上下水道局下水処理施設へ搬送され処理されている。

#### ② 結 果

#### ア. 生活排水処理基本計画の作成失念について（意 見）

局は、廃掃法及び条例に基づき、一般廃棄物処理計画を策定し、遅滞なく公表（告示）している。一方、一般廃棄物処理計画の基本計画として、「川崎市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しているが（平成 17～27 年度までの 10 年間）、この基本計画のなかで、局は、し尿及び浄化槽の

生活排水処理計画の策定を失念した。

前回の基本計画（平成5～22年度まで）では、「し尿収集運搬計画」の中で「組織の統合等を検討」するなど、長期的な視点で重要なものである。したがって、次期の基本計画の改訂に合わせて、（2）で述べるような重要な政策判断についても十分に検討し、し尿・浄化槽業務の中・長期計画を策定するよう要望する。

#### イ. 宮前生活環境事業所の作業場所の確保について（意 見）

現場視察の結果、宮前生活環境事業所の作業環境を改善する必要性が高い。具体的には、し尿・浄化槽業務を行っている職員が事業所において、翌日等の作業計画を策定する際に、事業所の半地下部分の駐車場スペースを恒常に使用していることである。当該事業所は、余剰ロッカーの有償売却と空きスペースの休憩所利用という改革・改善を行ってきた。し尿・浄化槽業務職員の作業環境の改善にも期待するものである。

#### ウ. 入江崎クリーンセンターの業務について（意 見）

入江崎クリーンセンターは、昭和51年12月に竣工したし尿投入施設である。現在では、必要な施設であるが、稼働率は低く、それに伴い、職員数も減少している。それに伴い、従来実施していたポンプの解体整備等の業務を実施することがほとんどなくなり、職員間での技術の伝承が大きな課題となっている。

少ない職員での管理運営の中でも、従来実施していたプラントの維持管理業務の技術を継承するために、様々な企画により、市民・企業の参加を促し、本来業務の改善及び専門技術の研鑽及びその伝承に従事する時間をより多く確保できることを要望する。このような企画の策定においては、実施目的とその達成手段について、投入される労力及び作業時間などのコストを十分に勘案し、実施効果を測定・評価することが重要である。

### （2）浄化槽清掃等業務のあり方について

#### ① 概 要

南部生活環境事業所及び宮前生活環境事業所（以下、それぞれ「南部」、「宮前」という。）における浄化槽清掃等業務では、浄化槽の清掃業務及び汚泥の処理業務を行っている（平成23年度浄化槽清掃実績量は、20,259.7 kℓであった。）。

これらの業務を実施するに当たり、南部及び宮前の人員体制について、浄化槽清掃等業務に従事している職員は、両事業所合計で約36名である（直接人件費：約2億4,849万円）。また、浄化槽関係車両は、両事業所の合計で11台である（平成24年3月現在）。

#### ② 結 果

##### ア. 浄化槽清掃等業務の民間移譲について（意 見）

南部及び宮前で集約して実施されている浄化槽清掃等業務については、原則

として市に処理責任はあるが、他の地方公共団体のほとんどが許可制度を導入している状況であり、必ずしも公的機関が直営で実施する必要性が高い業務ではないと考えられる。そうであるならば、民間企業の事業活動に当該業務を委ねることにより、公的部門の一般財源を当該業務以外に配分することができ、また、民間事業者の活動の振興にも寄与するものであり、めぐり巡って地方公共団体の税収及び手数料収入の増加にも寄与することができるものと考える。一方では、当該業務を民間事業者で行うことにより手数料の負担の割合に変化が生じる可能性が高いが、他方では、社会的な資源配分（税収等の配分）の最適化が図られるものと考えられ、そうすることが社会全体の便益の増加にもつながるものと考えられるため、歴史的経緯や法的位置づけ、業務実施コストなどの視点（監査報告書の78～81頁を参照。）を勘案し、当該事業について許可制度の導入のための必要な措置を段階的に講じられるよう要望する。

#### イ. 淨化槽清掃等業務の従事職員の再配置について（意 見）

浄化槽清掃等業務が民間へ移譲されることを前提に考えた場合、現在当該業務に従事している職員については、環境局が現在直面している廃棄物行政の主要な課題を解決し、施策を推進するためにはより重要な施策に貴重な人材を集中させることが重要である。例えば、現在、環境局が総力を挙げて取り組んでいる課題とは、ごみ及び資源物の適正排出の推進、廃棄物の排出抑制等3R（リデュース、リユース、リサイクル）達成のための施策の推進、廃棄物等処理・処分施設の更新工事の推進等である。このような課題を解決する現場の人材のひとつとして、各生活環境事業所の生活環境推進係の人材が、環境局の貴重な経営資源として、量的にも質的にも充実が求められる。

したがって、浄化槽清掃等業務について許可制度を導入する方向へ検討を進める際には、環境局のより重要な施策及び業務に対して、人材を中心とした限られた経営資源の重点配分を考慮されるよう要望する。

### 3. 中継輸送業務について

#### (1) 概 要

##### ① 業務の概要

局では、近年の交通事情や川崎市の地理的条件等から、南部の浮島地区にある処理センターの稼働に合わせて、安全かつ効率的な運搬体系を構築するため、川崎市の南北の中ほどに位置する加瀬クリーンセンターに中継輸送基地を建設した（平成7年3月）。現在では、宮前生活環境事業所、中原生活環境事業所及び川崎生活環境事業所で収集した普通ごみの一部について、加瀬クリーンセンターに設置したごみ圧縮機及びコンパクタ・コンテナを用いて、中型ごみ収集車約3台分のごみを1台の大型コンテナ車に圧縮・積替え、浮島処理センター等に輸送している。

##### ② 人員及び施設の概要

###### 【加瀬クリーンセンター】

職員の状況	係長級所長1名を含む22名
所在地	川崎市幸区南加瀬4丁目40番23号
敷地面積	約7,780.82m <sup>2</sup>
着工・竣工	着工：平成5年9月、竣工：平成7年3月
総事業費	2,885,588千円（事務費を含む。）
処理能力	300t/5h（1日）
建築構造	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造
面 積	建築面積：約2,000m <sup>2</sup> 、延床面積：約5,712.74m <sup>2</sup>

#### (2) 結 果

##### ① 人件費の管理について

###### ア. 時間外勤務に係る統制について（指摘・意見）

川崎市の出退勤管理においては、ICカード等による入退庁時間の記録は行われていないことから、個々の職員の退庁時間を客観的かつ正確に捕捉することは難しい。このような市全体の制度を前提として、正確な残業時間の報告に関しては、超過勤務命令者等による適時、適切なモニタリングなどの統制活動が重要である。また、超過勤務を命ぜられた職員個人の職務上のモラルについても、厳しくその残業時間の報告の正確性が求められる。

加瀬クリーンセンターにおいて、「勤務終了時刻」と「警備開始送信時刻」との乖離の分析の結果、残業申請書の勤務終了時刻が機械警備の警備開始時刻より遅い理由等について、次のとおり、指摘及び意見を述べる。

###### i 残業申請書の勤務終了時刻が機械警備の警備開始時刻より遅い理由について

警備システム開始後に防犯監視していない場所（事務室以外）の施錠確認や機械設備の点検巡視などを行ってから退庁した場合、警備開始時刻より勤務終了時刻が遅くなるということである（警備開始後1時間前後のちの勤務終了：数回）。

しかし、退庁時の巡視及び施錠管理事務としては、事務室以外の施錠確認や機械設備の点検巡視などを行ってから、事務室に戻ってきて、荷物を持って事務室を出て、事務室を施錠して帰宅する点検事務の流れが基本であるものと考えられる。

したがって、業務上やむを得ず、事務室施錠後に残業する必要がある場合であっても、必ず最後（帰宅直前）に事務所の機械警備をセットするようにルール化することを検討されたい。

#### ii 残業申請書の勤務終了時刻が機械警備の警備開始時刻より早い理由について

職員が現場での作業中に付着した汚れや汗等を落とすため、勤務時間終了後に洗身してから警備システムを稼働させて退庁する場合、勤務終了時刻は警備開始時刻より早くなるということである。しかし、定時の間に洗身できなかつたことについて合理的な理由が認められる限りにおいて、洗身時間は時間外勤務の対象になるものと考えられる。現状においては、定時の間に洗身すれば洗身時間は執務時間を構成することとの均衡が図られておらず、洗身時間の取扱いについては再考の余地がある。

#### イ. 事務処理に係る残業時間の削減策について（意 見）

現在、加瀬クリーンセンターの事務職員は1名であるが、年度末前後は事務作業が多くなるため、事務職員の作業時間が増加し、残業対応せざるを得ない状況である。このような季節的超過勤務の必要性については、加瀬クリーンセンターの現場責任者として、処理計画課の課長と話し合い、事務職員の繁忙期に、他の職員を一時的に事務作業に回せないかどうかを検討する必要性を検討すべきである。組織内における人員配分及び業務配分を柔軟に組み替えることにより、職員の残業時間を極力減らすように努めることを要望する。

#### ウ. 始業時間前の出勤の合理性及びルール化の検討について（指 摘）

警備報告書によると、ほぼ毎日、始業時間（8時30分）の2時間程度前に出勤している職員が存在する。これについては、早朝に行う恒常的な業務はなく、職務命令に基づく早朝出勤ではない。しかし、職務命令がない状況で、始業時間前2時間もの間、結果として、光熱水が費消され、床舗が事実上使用されていることに対して、このような出退勤の現状を見直す必要がある。したがって、効率的で経済的な作業の実施という観点で、加瀬クリーンセンターの業務を見直す観点から、作業準備のための段取り時間として認められる合理的な時間を定め、それを超える現在の早朝出勤実態は見直されたい。

### ② 加瀬クリーンセンター旧し尿処理施設の財産管理について

#### ア. 行政財産から普通財産への組み替え及び廃棄手続の必要性について（指 摘）

旧し尿処理施設は平成7年3月以降、事業の用に供されていない。現在は災害用仮設トイレの保管場所として使用されており、「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」（平成23年2月環境局）において、災害時には加瀬クリーンセンターを含め、

し尿処理施設に存在する貯留槽を最大限活用することが基本方針として定められている。しかし、この旧し尿処理施設に係る工作物台帳には、現在使用されておらず、かつ、緊急時のし尿受入にあたっても使用する見込みのない設備が次のとおり記載されている。それは、26の工作物（吸着塔等）で、その取得価額は約5億59百万円、評価替後の帳簿価額は約81百万円である（準工作物（ベルトコンベア一等）を合せると、取得価額は約7億12百万円であり、帳簿価額は約1億7百万円である。）。このような旧し尿処理施設の一部の設備等については、事業の用に供されていないこと、また、今後も再度使用する見込みがないことが明確であるため、用途廃止し普通財産へ組み替える処理をされたい。

#### イ. 災害時の貯留槽活用に向けた対応について（意 見）

旧し尿処理施設は遊休状態となって以降、専門的な業者による点検等は行われていない。これでは、実際に災害が発生した際に、緊急時のし尿一時受入先として機能するかどうか疑念を持たざるを得ない。災害時及び緊急時のし尿の一時受入先として重要であると認識されているのであるから、地震等の激甚災害の緊急時であっても、貯留槽を適時適切に使用することができるよう日ごろからの備え（定期的清掃及び投入口のグリース塗等）を怠らないよう要望する。

#### ウ. 旧し尿処理施設の耐震リスクの評価について（意 見）

建物自体の耐震性についても、昭和59年の建築であり、昭和56年の新耐震基準以降に建設された建物であることをもって耐震性に問題がないと局は考えている。しかし、築30年程度が経過しており、特段の修繕が行われていないことから建物の老朽化が相当程度進んでいることが考えられるため、建物内部が一部損壊するリスクは否定できない。したがって、公共建築物の中で、事実上事業の用に供していない建物やその設備であっても、耐震診断等の範囲に含める必要性を十分に検討し、一旦、激甚災害等が発生した際に、施設の設置管理の責任の面で、十分にその責任の遂行について説明ができるような日頃からの耐震対策を実施するよう、要望する。

### 4. 鉄道輸送業務について

#### （1）概 要

##### ① 鉄道輸送業務の概要

市内から排出されるごみを4処理センターでバランスよく処理するため、平成7年10月から鉄道による廃棄物の輸送を実施している。

北部地区から発生する普通ごみ、粗大ごみの一部及び焼却灰を、JR貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅から神奈川臨海鉄道浮島線末広町駅まで鉄道で輸送し、末広町駅から浮島処理センター及び浮島埋立事業所までの区間を、JR等の車両により運搬して処理を行っている。なお、粗大ごみの鉄道輸送については、平成23年3月

で終了している。また、分別収集の拡大に伴い、平成 10 年 12 月から空き瓶、平成 11 年 4 月から空き缶、平成 15 年 9 月からペットボトル、平成 20 年 4 月からミックスペーパーの輸送を開始し、JR 貨物川崎貨物駅まで鉄道で輸送後、各処理施設に運搬し、資源化処理を行っている。さらに、平成 25 年秋に始まる北部 4 区（麻生、多摩、宮前、高津）のプラスチック製容器包装の分別収集についても、鉄道輸送が予定されている。なお、鉄道輸送業務については、積替処理業務も含めて、JR 貨物グループの Z 株式会社に委託している（平成 23 年度委託料：4 億 2,607 万円）。

## ② 施設の概要

### 【資源物積替え施設（Z 株式会社所有・管理運営）】

所在地	川崎市宮前区梶ヶ谷 1035 JR 貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅構内
敷地面積	2,907 m <sup>2</sup>
処理能力	空き缶積替え 専用コンテナ（12ft） 20 個／日 空き瓶積替え JR コンテナ（12ft） 20 個／日
施設構造	鉄骨造 2 階建（一部鉄筋コンクリート）

## ③ 人員体制

鉄道輸送業務は積替業務も含めてすべて外注しており、市の職員は通常、現場にはいない。なお、平成 23 年度の廃棄物等の鉄道輸送、資源物の積替え及び運搬業務委託に係る設計書によると、積替え施設における人員体制は、現場責任者 1 名、フォークリフト作業員 3 名、作業員 3 名、コンテナ移送 1 名となっている。

## （2）結果

### ① 積算根拠の検証について（意見）

廃棄物等の鉄道輸送、資源物の積替え及び運搬業務委託の委託料については、鉄道輸送費、資源物積替え及び運搬関係経費より構成されている。そのうち、コンテナの鉄道輸送費及び積替運搬費については、契約相手方の料金表に基づいて積算されており、その妥当性について市は独自の検証を行っていない。また、契約単価の決定について、先方との協議により値引きが適用されているが、値引額の妥当性等について、事後的には、客観的に裏付ける資料がない。なお、平成 23 年度のコンテナ輸送に係る契約単価は過年度の契約単価と同額であった。

契約相手方に対するコスト管理上、または原価低減の努力の上で必要な契約内容及び積算根拠の詳細データを依頼し、時価との比較や積算根拠の合理性をヒヤリング及び理論的な設計手法等の情報の入手により、毎年度、十分に検証することを要望する。

## II-2. 処理センターにおけるごみ焼却等業務について

### 1. 王禅寺処理センターの建設整備について

#### (1) 概 要

ごみ焼却処理施設（以下、「焼却処理施設」という。）は廃棄物処理行政の根幹をなす施設であり、南北に細長い地形に焼却処理施設をバランス良く配置することを意図して、平成24年度現在、浮島・堤根・橋・王禅寺の4処理施設を有している。

王禅寺処理センターは旧施設の老朽化に伴い、平成24年3月30日に新処理センターとして竣工しており、「仮称リサイクルパークあさお」建設事業の一環として、粗大ごみ処理施設やリサイクル施設の建設とあわせて整備された。

当該処理センターの建設計画を巡っては、平成13年3月にまとめられた「仮称リサイクルパークあさお施設整備計画書」（以下、「計画書」という。）、平成13年11月以降に設置された「川崎市仮称リサイクルパークあさお建設事業に関するごみ焼却方式選定委員会」で中間的に取りまとめられた「ごみ焼却方式選定中間とりまとめ報告書」（以下、「中間報告」という。平成14年12月公表：ガス化溶融方式のうち分離方式（キルン式や流動床式））、ストーカ式焼却炉のみを推奨する市民団体と行政の間で平成15年5月に設置した「ごみ焼却方式選定に関する市民団体と行政の検討会」を経て、平成15年12月に、環境省から溶融固化設備が付帯されなくても例外として国庫補助対象として認められることが示された。このような状況を踏まえて再開された選定委員会においては、中間報告において支持されたガス化溶融方式（分離方式）に加えて、従来方式であるストーカ式も評価対象に加えられた。しかし、ガス化溶融方式（分離方式）かストーカ式の選択については、平成16年10月に公表された「ごみ焼却方式選定報告書」においては各方式に対する優劣評価は示されなかった。

その後、市はより効率的・効果的な資源化方策を調査・検討するだけの時間的猶予があることから、経済性を重視して従来方式であるストーカ式焼却炉を選定し、平成17年7月にあらためて「仮称リサイクルパークあさお施設整備計画書」を策定した。以上の経緯を経て、平成19年度に一般競争入札に付され、平成24年3月30日を完成期限とした工事請負契約が締結された。

#### (2) 結 果

##### ① 予定価格の合理性について（指 握）

仮称リサイクルパークあさお整備事業ごみ焼却処理施設建設工事（以下、「王禅寺建設工事」という。）は、一般競争入札によりA社が落札した（12,770百万円）。その結果は低入札価格調査の対象になった。一方、局は、最終的な技術仕様書の作成と予定価格の決定に先立ち、見積仕様書を作成し、複数のプラントメ

一ヵより見積設計図書を取得している。見積設計図書の技術評価については、局とともに委託業者であるY社によりなされた。

局は、各プラントメーカーの見積工事費の中から一定の方法により抽出した特定のプラントメーカーの金額を基礎とし、「仮称リサイクルパークあさお整備事業設計要領書」（以下、「要領」という。）に定める方法（一定の査定率）により見積書の内容を精査したうえで予定価格を決定している。

ここで、財務監査の視点として、そもそも、予定価格及びその基礎となった設計金額が合理的に設計されているのか、設計ルールに従って問題がなかったのかどうかについて検証する必要があると考え、検証を行った。

すなわち、要領によると、「性能発注における工事費の積算は、原則として3以上の業者から見積書及び見積設計図書を徴収し、内容を精査した上で工事費を確定する」と記しており、工事内訳書の作成について「見積書の内容を精査し作成する。」と示したうえで、直接工事費及び共通費等の費目ごとに精査の手順を個別具体的に記している。しかし、技術評価書等を閲覧分析した結果、局は、内訳項目ごとに見積工事金額を精査した形跡は見受けられなかつた。

各社の見積工事費は、総額としては約250億円～約276億円と一定の範囲に収斂しているものの、その内訳項目について見てみると、例えば、①燃焼設備が約15億円～約41億円、②建築工事が約30億円～約52億円と業者により大幅に異なっている。本来、局は要領の記載に従い、それぞれの内訳項目について、見積金額の根拠を内訳項目ごとにヒヤリング等により把握し、提出を受けた見積が適正な見積であり設計金額の基礎として活用できるのか、精査すべきであった。

結果的に、このような内容の精査の手続を踏まず積算された設計金額に基づく予定価格と落札額には約70億円という大きな乖離が生じた。この約70億円は当初予算における希少資源の最適配分という観点からは問題である。したがって、このような乖離が生じた原因を直視し、当該大規模工事における積算過程の精査及び事後評価を実施されたい。また、今後の大型施設等の予定価格の決定に際しては、このような精査及び事後評価の結果を、適正な設計金額の積算業務に十分に活用されることを要望する。なお、今回のような過大な予算配分事例を今後繰り返さないためにも、本来、相当な注意義務のもと実施すべき見積工事費の精査手続について、現段階で入手可能な資料とその分析に基づき、改善提案意見を述べている（監査報告書の106～108頁を参照。）。

## ② 建設工事に係る条件の明示について（意 見）

低入札価格調査の中で、そもそも契約条件について協議している状況が見受けられた。すなわち、落札業者であるA社はプラントメーカーであるため、工事の施工にあたってはゼネコンを下請業者とした下請契約の締結が不可欠となる。その点、入札参加資格及び入札説明書の中においては下請業者に係る条件を明示

していなかったことから、下請業者の実績の有無や経営事項審査の評点について、契約上はなんら制限を設けることができないということであった。しかし、そもそも入札時の条件として下請業者に係る条件を明らかにする必要があったものと考える。

処理センターの建替えはこれからも順次行われる見込みである。王禅寺処理センターの建設工事にかかる入札条件の教訓を踏まえて、今後、処理センターの建替え工事に対する入札を行う際には下請業者の実績評価に係る条件を盛り込み、契約上の文書として施工の担保を確保されることを要望する。

## 2. 焼却処理施設の維持管理について

### (1) 概 要

市は、限られた財源や資源を効率的・効果的に活用することが大変重要であるという視点に立ち、資産保有量の最適化をめざしながら、限られた資産を都市経営資源として有効に活用していく「P R E (Public Real Estate : 公的不動産) 戰略」の策定を重要な課題と認識しており、平成 23 年 2 月に「川崎版 P R E 戰略 かわさき資産マネジメントプラン 第 1 期取組期間の実施方針」を公表している。環境局もこの実施方針に従い、公有財産の管理を効率的・効果的に活用することが求められている。

### (2) 結 果

#### ① 排ガスダクトの腐食について（意 見）

堤根処理センターの排ガスを洗浄する洗煙塔に接続する排ガスダクトが部分的に著しく腐食しており、視察を行った際に、腐食部分から少量の排ガスが漏れ出している状況を確認した。川崎版 P R E 戰略にも言及されているとおり、限られた財源や資源を効率的・効果的に活用するための重要な戦略のひとつとして、予防保全型の維持補修による長寿命化を図ることが重要である。その趣旨からも、現在の対処的な修繕のあり方から予防保全型の維持補修へと転換されることを要望する。そのためにも、各処理センターの技術係による日常点検業務等の本来のあり方を根本的に見直す必要があるものと考える。

#### ② さび水の飛散による住宅等汚損事故について（意 見）

平成 22 年 1 月、王禅寺処理センター（平成 24 年 3 月をもって用途廃止した旧施設）の煙突踊り場部分からさび水が飛散し、周辺の民家に付着する被害が発生した。この結果、周辺住民に対して車両及び住宅等の損害賠償の示談金として平成 22 年度に 3,074 万円、平成 23 年度に合計 1,247 万円を支払うほか、損害保険会社からの保険金を 1,000 万円受け取っている。

再び同種の事故を繰り返さないことが肝要であり、そのためにも、再発防止策の継続性についても十分に配慮すると同時に、同処理センターに限らず、廃

棄物処理事業を行ううえで施設管理に瑕疵が生じていないか、あらゆるリスク要因を洗い出して総点検されることを要望する。

### 3. 旧王禅寺処理センターの財産管理のあり方について

#### (1) 概 要

局が整備し、管理している各焼却処理施設についても公有財産であることから、公有財産台帳・公有財産集計簿・行政財産使用許可台帳・公有財産貸付台帳を適正に備え付けることで、その所在、数量及び価額等を明確にすることが求められている（川崎市財産規則第44条第1項）。

#### (2) 結 果（指 摘）

旧王禅寺処理センターは平成24年3月31日をもって用途廃止の手続が採られている。解体撤去工事には環境調査や付着物除去工事等のプロセスが必要であることから、平成23年11月から平成25年8月までの2年弱を要する見込みとなつており、監査実施時点においては、まだ撤去工事は完了していない。

旧処理センターの用途廃止に伴う監督官庁等への届出は平成24年4月以降になされているものの、廃止年月日は平成24年3月31日と明示されている。行政財産の適正な管理に資するためには、用途廃止の決定がなされた施設は速やかに台帳においても用途廃止の処理（普通財産への組み替え）をすべきである。

したがって、実際に公有財産の異動が生じた場合には、速やかに公有財産台帳にその変動の実態を記帳し、毎会計年度末にはさらなる注意をもって、公有財産台帳の記載事項の適正性を検証するよう、財産管理の基本を再度確認されたい（同規則第50条第1項等）。

### 4. 処理センターにおける行政財産の貸付について

#### (1) 概 要

不動産等についての目的外使用については平成19年3月の地方自治法改正によって、行政財産は庁舎等についてその床面積または敷地に余裕がある場合、当該普通地方公共団体以外の者に当該余裕がある部分を貸し付けるときは、その用途または目的を妨げない限度において、貸し付け、または私権を設定することができる」とされた（同法第238条の4第2項第4号、同法施行令第169条の3）。

#### (2) 結 果

##### ① 自動販売機設置場所の貸付料について（意 見）

市は、平成19年12月に策定した「市有財産を有効活用するための基本方針」により、飲料等自動販売機について、それまでの1年毎の使用許可から複数年にわたる貸付契約へ移行する方針を明らかにした。市は、約200か所ある施設内自動販売機設置場所について、施設の特性、設置場所を考慮しながら、採算

性の高い物件と低い物件を組合せて局横断的にグルーピングを行い、グルーピングされた単位ごとに一時貸付契約を締結している。しかし、概ね同一条件下にありながらも過年度の販売数（本）が著しく異なることに起因して個々の予定価格や納入通知額が著しく異なっている現状は望ましいとは言えない。

より適正な一般競争入札に資するためにも、また、より多くの貸付料収入の確保に資するためにも、次のような手法を考慮することを要望する。

すなわち、南部生活環境事業所等のように、同一のエリアに複数の貸付場所が存在するケースでは、参考情報としての過年度の販売数を個々の貸付場所ごとに示すのみではなく、エリア全体での販売実績を示すことにより、入札参加者がより実態に合った提案金額を提示することができるようとする。

また、施設内自動販売機設置場所の貸付料収入の帰属は各所管局であることから、局はより当事者意識をもって貸付料の獲得に努力されることを要望する。

## ② 自動販売機設置場所の活用について（意 見）

現在、災害対応型やユニバーサルデザインの自動販売機などを貸付条件として設定し、導入している事例がある（災害対応型 23 台、ユニバーサルデザイン 5 台、AED 付 1 台導入済）。緊急時には警報や避難場所など各種必要な情報が公知できるデジタルサイネージ付き自動販売機も登場していることから、緊急時における災害関連情報伝達の多様化のひとつの手段として、今後も、さらに積極的に目的に対応した自動販売機を、適切な場所に適切な数量だけ、設置することができるよう、自動販売機設置場所の有効活用に努められることを要望する。

# 5. 処理センターにおける消耗品及び材料品の管理について

## （1）概 要

処理センターにおける焼却処理施設の運営においては、様々な消耗品や材料品が必要となる。使用される消耗品や材料品の中には、薬品や毒・劇物も含まれている。その現物管理及び出納管理については、物品管理システムを通して「物品管理事務の手引き（川崎市会計室）」に従い、適正になされなければならない。

## （2）結 果

### ① 消耗品・材料品出納簿の整備について（指 摘）

物品管理システムより出力された消耗品・材料品出納簿を査閲したところ、受払記録に信頼性が乏しい記録が散見された（並塙及び復水処理剤在庫管理の不具合）。これらの原因については、消耗品・材料品出納簿の記録状況や出納残高について定期的に確認することを怠っていたことから、かかる状況が生じているものと考えられる。消耗品・材料品出納簿の適切な整備を徹底させる必

要があり、日々の受払処理と定期的な残高記録の点検確認について、業務の見直しを行わせたい。

## ② 毒物及び劇物の管理について（指 摘・意 見）

毒劇物の管理については、川崎市環境局4処理センター毒物及び劇物管理要領（以下、「要領」という。）に基づき管理が行われている。

### ア. 毒劇物の現物管理について

#### （ア）アンモニア水の現物管理について

橋処理センターの機器分析室において、分析用の劇物等を管理している中で、アンモニア水の管理簿残高（5本）と実物残高（4本）に相違があった。橋処理センターにおける受入本数誤りであった。

#### （イ）薬品の異動について

王禅寺処理センターの機器分析室において、セシウム標準を保管管理していることを確認したが、これは橋処理センターにて購入されたものを王禅寺処理センターへ保管換える手続が未了であった。

### イ. 毒劇物にかかる総合財務会計システムを利用した受払処理について

毒物管理簿や劇物管理簿と総合財務会計システム上の出納簿を突合したところ、総合財務会計システムに受入処理がなされていない毒劇物が多数存在した。これについては、定期監査の指摘を受けてもなお、総合財務会計システムによって物品の出納保管が徹底されていない点は早急に改善すべきである。併せて、劇物等に要求される受払手續（g等最小単位での把握）が抱える二重管理等の弊害についても十分に検討し、薬品及び劇薬の購入・受入・払出手續の流れを再構築するよう要望する。

## 6. 土地借り上げ契約について

### （1）概 要

堤根処理センターと併設されている余熱利用施設（ヨネッティー堤根）との間には、鉄道会社の高架橋が縦断している。市は、高架下を業務に利用するため、鉄道会社と高架下貸付契約を締結している。

#### 【高架下貸付契約書の概要】

	用途	貸付期間	面積	貸付料
契約A	清掃車駐車場	H23. 4. 1～H26. 3. 31	453 m <sup>2</sup>	無償
契約B	空瓶置場敷	H24. 4. 1～H25. 3. 31	589 m <sup>2</sup>	1, 354, 700 円

### （2）結 果

#### ① 契約Aの用途について（指 摘）

契約Aの土地には、収集した乾電池を蓄積するドラム缶等が置かれており、必ずしも純然たる駐車場として利用されていなかった。当該契約に従った利用

を徹底するか、または、契約書上の用途について鉄道会社と協議を行い、契約書面と実態との乖離を解消するか、いずれかの解決に努められたい。

**(2) 契約Bの契約文書について（指 摘）**

契約Bの土地は、貸付期間が平成24年4月1日から平成25年3月31日の1年間となっている。これに対して、契約書の中の貸付料改定について、「貸付料の改定を平成27年4月1日時点で行う」旨、及び「以降3年ごとに行うもの」と規定されており、契約期間と整合しない。担当課によると、貸付料の改定にかかる内容は契約書作成上の単純な誤りであるということであるが、契約締結にあたっては記載誤りが生じないよう十分に留意されたい。

**(3) 契約Aと契約Bの貸付料の相違について（意 見）**

契約Aの土地と契約Bの土地は地続きの土地であるが、契約Aについては特段の貸付料の定めが無く無償にて鉄道会社から借りている一方、契約Bについては有償にて借りていることになる。片方の契約のみが有償であることから、有償で賃借することの必要性を再検討する余地があるほか、無償契約である契約Aの高架下土地については、廃ドラム缶が並べられている部分もあることから、より有効的な活用を考えられたい。なお、廃ドラム缶の処分についても意思決定を行うよう要望する。

## 7. 汚染負荷量賦課金について

**(1) 概 要**

局は、独立行政法人環境再生保全機構（以下、「機構」という。）に対して汚染負荷量賦課金の申告及び納付を行っている。これは、公害によって生じた健康被害の損害を填補することを目的とした「公害健康被害の填補等に関する法律」に基づくものである。平成23年度の前年排出量に対する汚染負荷量賦課金申告額は160万円であった。

**(2) 結 果（意 見）**

機構の手引によると、都市ごみに含まれる標準的硫黄分(燃焼性硫黄分)は0.03%、平均的水分は60%と示されており、廃棄物等の焼却時の水分が手引に示す平均的水分(%)と異なる場合は、焼却量を補正することを求めている。他方、平成22年度における各焼却処理施設のごみ組成分析結果によると、水分割合は26.81%～42.59%であり、全施設の全測定を平均した結果も37.15%に過ぎないため、平均的水分60%と示した手引と大きな乖離が見られた。これに対して、担当課は焼却量の補正は不要であると判断しているが、実際の分析結果に基づく裏付けが必要であると考えられることから、具体的な検証を行われることを要望する。

## 8. 人件費の管理について

### (1) 概 要

「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例」及び「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則」に特殊勤務手当の支給についての定めがある。このうち、夜間特殊業務手当については条例第5条、生活環境業務等手当の支給については条例第7条に定めがあり、その具体的な業務及び手当の金額については規則の別表にて定めている。また、平成23年度の各処理センターにおける夜間特殊業務手当の状況は次のとおりであった。

#### 【平成23年度 処理センターにおける夜間特殊業務手当の状況】

手当の種類	項目	処理センター名				
		王禅寺	橘	堤根	浮島	総計
067 夜間特殊業務手当（2）	延人日	1,079	2,741	2,523	941	7,284
	金額(円)	701,350	1,781,650	1,639,950	611,650	4,734,600

### (2) 結 果

#### ① 夜間特殊業務手当（2）の支給状況について（意 見）

夜間特殊業務手当（2）は「緊急の対応の業務に従事した」ことをもって支給される手当である。橘処理センターや堤根処理センターの支給回数が特に多くなっているのは、焼却炉の出口に位置する灰押出装置が施設の老朽化により詰まりやすくなっていることから、炉を安全かつ安定的に操業するためには人手による定期的な除去作業が欠かせないということであった。

この夜間特殊業務手当（2）は平成20年制定の「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則」によって定められ（以前は、深夜業務手当）、条例施行規則の中で手当の支給範囲を「設備の保守、管理等にかかる緊急の対応の業務」に従事した職員に限定している。

しかし、老朽化した処理センターにおいて毎日緊急の対応が必要であるため、夜間の当直班全員に対して事実上毎日手当が支給されるという実態を考えた場合、見直し当時の支給範囲の限定（夜間業務かつ緊急対応業務に限定）の趣旨が風化しているのではないかと疑われる。また、労務課長通知における「ⅲ 前各号に掲げる業務に伴う制御室における監視または運転の業務」という定めは、運用によっては支給対象及び範囲を緩和する危険性に陥りやすい。

確かに、直接緊急作業を支える制御室等での監視等の業務についても重要な対応業務であるが、現場での緊急作業と連携した制御室での業務とは何かについて、より具体的に行動内容をマニュアル化し、緊急時でも現場を支援できる仕組みを構築して職員に徹底することが求められる。したがって、夜間特殊業務手当の支給に当たっては、平成20年に当該手当を規定した趣旨を再度確認し、

現場での業務が生じる当直班の全員が支給対象となるような運用については、より厳格な運用に改められるよう要望する。

## ② 夜間特殊業務手当（2）の必要性について（意 見）

昼間の作業に対しては生活環境業務等手当のみが支給される一方、夜間の作業に対しては生活環境業務等手当と夜間特殊業務手当の2つの手当が支給されることから、夜間作業に伴うこれら2つの手当の支給の意義及び必要性について検討の余地がある。

近隣の政令指定都市及び東京都における支給状況については、次のとおりであった。すなわち、深夜を理由とした特殊勤務手当を規定していない団体としては、横浜市、千葉市、相模原市、仙台市、静岡市、名古屋市、大阪市、岡山市、北九州市及び熊本市である。

川崎市の場合、夜間業務の中でも、緊急対応業務に限定した規定であることが、他の団体と異なる特徴であるが、現状では、夜間の（日常的に生じている）緊急作業に対して、生活環境業務等手当と夜間特殊業務手当の2つの手当を支給することが、手当制度の意義に照らして必要性の高いものであるのかどうか改めて検証されることを要望する。

## 9. 設備運転管理業務のあり方（業務委託化）について

### （1）概 要

王禅寺処理センターは、平成24年度の新処理センター稼働に伴い、夜間運転監視等業務の委託を開始したことから、市職員による直営業務は昼間の業務のみとなり、一直三班体制に移行している。局における処理センターの運転監視等業務は、「川崎市新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～」（平成23年3月）において、民間部門の活用による効率的・効果的な執行体制の構築に向けた取組事項のひとつとして掲げられている「廃棄物処理業務の委託化」の対象である。

当該夜間運転監視等業務委託に当たっては、設備の独自技術及び最新設備の運転ノウハウを有すること及び瑕疵担保期間（引渡しから3年）における不具合等に夜間でも速やかに対応でき、安定操業を行うことができるることを理由として、当該施設の設計・施工メーカーであるA社との随意契約により実施されている。

### （2）結 果

#### ① 夜間運転監視等業務の設計見積について（指 摘・意 見）

王禅寺処理センターの夜間運転監視等業務の中で常時配置されている統括管理者（日勤）の業務としては、研修資料の作成及び焼却炉の操業にかかる市との連絡調整が主体である。委託設計書の内訳金額によると、平成24年度から平成26年度の3年間の直接委託費に含まれる統括責任者の金額は1,729万円であ

る。他方、委託設計書の内訳金額によると、諸経費の中に現場管理費 5,428 万円が積算されている。

#### ア. 業務管理費の必要性について（意 見）

業務管理費は「業務を実施するうえで、受託者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用」と定義されており、代表的な費用として「総合調整費」が最初に例示例挙されている。他方、統括管理者の業務は、総合調整的な色彩が強いことから、直接委託費に含めた統括責任者的人件費と業務管理費とで重複する部分があるものと考えられる。そこで、委託契約の仕様上、直接委託費に含める必要性があると言うのであれば、乗ずるべき利率（業務管理费率）について、算定基礎から当該間接人件費を除くなどの特段の考慮が必要であったものと考える。

今後、同種の委託業務を積算見積する場合には、利用すべき基礎率及び算定基礎の集計範囲に関する合理性を個別具体的に判断するよう要望する。

#### イ. 技術経費の積算誤りについて（指 摘）

局は、技術経費を人件費×利率により算出しており、その算出金額は 2,698 万円である。しかし、算定の基礎とするべき人件費の金額に誤りが生じていた。すなわち、本来、算定基礎とすべき金額よりも約 2 億 826 万円多い金額を人件費として入力していたため、算定された技術経費及びその技術経費を含んだ業務原価を基礎として算定されている一般管理費が合計で 1,249 万円過大となっていた。本積算誤りは単純なミスにより生じたものと考えられることから、統制上の問題点の洗い出し等、再発防止のための取り組みを実施されたい。

#### ② 夜間業務委託の合意と委託業務の管理について（意 見）

夜間委託による受託事業者の技術者配置数は、各班 9 名×2 班と統括責任者 1 名を合計し 19 名であり、各班 2 名～3 名は輪番で休暇を取得するため、実際に運転業務にあたる技術者は各班 6 名～8 名となっている。これに対して、昼間の直営による操作体制は各班 7 名である。

仕様書においてスタッフの変更はやむを得ない場合に限定しているにもかかわらず、平成 24 年 3 月に配属された経験豊富な技術者 4 名が 2 ヶ月あまりで離任し、実務経験の浅い技術者の割合が相対的に高まっていることは、委託業務を適正かつ誠実に履行する義務の面で問題があり、経験の乏しい技術者に対する教育研修の場として利用されていないか懸念されるところである。

このような問題に対して、局は、夜間業務委託の履行確認をより確実にするため、川崎市環境局と同様の委託業務を行っている他都市において、どのような手法で履行確認を具体的に行っているのかに関する調査を行うなどの検討を始めている。しかし、当該業務の受託業者の人員体制に対する評価を、業務の

経験年数等も含めて実施しなければ、当該夜間運転監視等業務に本来従事すべき合理的で適正な人員が確定できず、業務委託の人員費の適正な積算もできないことになる。したがって、夜間運転監視等業務を民間委託した趣旨に則り、適正な業務の履行体制について、現在の履行体制を十分に分析・評価することを要望する。また、そのような分析・評価によって、運転委託業務に係る評価手法を構築するよう要望する。

### ③ 人員体制のさらなる適正化について

#### ア. 処理センターの人員の状況（説明）

平成23年度(平成24年1月1日)現在の処理センターの人員体制によると、各処理センターの現員はほぼ同じであり、処理能力の大小による有意な差は見られない。各処理センターとも、操作係は2直5班体制を敷いている。

各処理センターとも、操作係は1班8名体制であるが、浮島処理センターについては、自動運転機能が備わっているため、7名体制となっている。

#### イ. 王禅寺処理センターの夜間運転監視等業務の委託化による人員変化（説明）

王禅寺処理センターは平成24年4月からの新処理センター稼働に伴い、平成23年度の延べ人員62名から、平成24年度は委託先も含めて延べ人員55名（市職員36名、委託先配属人員19名）となっており、全体で7名の減員となっている。

また、平成24年度より開始した夜間運転監視等業務において、実際に運転業務にあたる技術者は、各班6名～8名となっており、このなかには実務経験が1年未満の者が各班1名～3名含まれている。したがって、運転業務にあたる技術者のうち、経験者というべき技術者は各班とも少ないと4名しかおらず、多いときでも6名である。

#### ウ. 直営処理センターの人員配置のさらなる適正化の可能性（意見）

王禅寺処理センターは新施設稼働による自動運転機能付加等の事情はあるものの、平成23年度から平成24年度にかけて延べ7名の人員減少となっている。また、委託先の人員には経験の少ない者も含まれていることも考慮すると、経験豊富な者ばかりである完全直営体制と対比して大幅な体制の軽量化が図られている状況にあると理解できる。

処理センターの運転監視等業務は、行財政改革プランにおける取組事項のひとつである委託化の対象であり、今後も徐々に他の処理センターへ波及していくことが想定される。しかし、王禅寺処理センターを除いた他の3処理センターにおいても、局による業務委託の検証過程が一巡する中で、現在の直営処理体制における人員配置のあり方を見直すことが求められているものと考える。王禅寺処理センターの夜間委託開始に伴う人員体制の変更及び前述した業務実施体制の分析・評価の実施を踏まえて、他の3処理センターにおいても操作

係と技術管理の事務分掌のあり方を柔軟に見直し、人員配置のさらなる適正化を目指すよう要望する。

## 10. 余熱利用市民施設に係る指定管理業務の管理状況について

### (1) 概 要

#### ① 処理センターにおける余熱利用の状況と施設概要

局においては、堤根処理センター及び王禅寺処理センターにおいて隣接する、それぞれ 2 つの余熱利用市民施設に、また、橋処理センターにおいては川崎市民プラザに蒸気を供給し、温水プール等へ余熱の供給を行っている。

次に示す 2 件の余熱利用市民施設は、減量推進課が所管しており、平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの指定期間において、株明治スポーツプラザ（以下、「ザバス」という。）を指定管理者として指定管理業務が行われている。

- i 「ヨネッティー王禅寺」：王禅寺余熱利用市民施設
- ii 「ヨネッティー堤根」：堤根余熱利用市民施設

#### ② 指定管理者の概要

指定管理者であるザバスの概要は、監査報告書の 145 頁を参照。

#### ③ 指定管理業務の内容及び利用料金制度の導入

#### ④ 余熱利用市民施設に係る指定管理者制度導入の経緯

平成 15 年 9 月の地方自治法の一部を改正する法律の施行によって、指定管理者制度が導入された。ヨネッティー堤根及びヨネッティー王禅寺の管理運営においても、平成 18 年度より、指定管理者制度を導入した。平成 18 年度からの 3 か年間は、共同事業体が指定管理者として管理運営を行っていた。第 2 期の指定期間からは、現在の指定管理者が当該 2 つの施設の管理運営を実施している。

### (2) 結 果

#### ① 指定管理業務に係る実績とその評価手法について

##### ア. 「事業報告書」における「収支報告」について（指 摘）

指定管理業務に係る実績について、指定管理者は、「事業報告書」を提出しているが、「平成 23 年度収支状況報告書」の内容に改善すべき不明な点があった（自主事業収入に係る経費及び増減理由等）。その主たる原因是、指定管理業務である貸館事業（プール、トレーニングルーム、会議室等の貸館事業）と自主事業等の区分経理に基づく事業報告がなされていないことにより、事業ごとの収益と原価・費用を対応させて担当課へ報告するルールが確立していなかったことによるものと考える。

今後は、指定管理者からの事業報告書の提出に当たっては、貸館事業や自主事業等について、それぞれの事業収益及びそれらに対応する事業原価・費用の状況を一定の様式<sup>注</sup>に基づき、前期との増減分析の説明を付して、担当課へ提出

するルールを確立されたい。このような詳細な報告内容がない限り、指定管理業務の各事業におけるサービス提供のコスト分析と評価は実質的にできるものではない。指定管理者制度の導入趣旨である施設サービスの質の向上とサービス提供コストの低減または適正化の目標を再度認識し、指定管理者及び指定管理業務の効率的で効果的な評価手法としての収支状況の報告ルールを再構築することが強く求められている。

注:事業別の予算決算対比表の一定の様式については、監査報告書の 148 頁を参照。

#### イ. 備品等の管理台帳の状況について（指 摘）

指定管理者は、備品等を適正に管理するために管理台帳を作成し、常に良好な状態で使用することが求められている（同協定書第 19 条第 4 項）。このような備品等の管理状況について分析した結果、プール利用者の利便に直接資する「寝いす」など、使用不能な備品が存在した（25 点、約 100 万円）。

したがって、市担当課は、利用者の施設・設備利用についてその利便を損なうことがないよう、担当課として指定管理者の備品管理状況に日頃から留意するなど、備品等に係る適正な台帳管理及び実物管理について、指定管理者への指導及び担当課としての廃棄処理・新規取得等の会計処理を実施されたい。

#### ウ. 「指定管理者制度活用事業」評価シートとその活用について（意 見）

指定管理業務の評価制度としては、事業年度終了後、指定管理者から提出される事業報告書等の実績報告をもとに、担当課が協定書、仕様書及び事業計画書等の内容に照らして、適正に指定管理業務が実施されたかどうかを評価する制度である。当該評価制度を活かすためには、適時適切な評価時期、月次ミーティング、期中モニタリング等を組み込んだ工程表を作成し、効率的、効果的な評価の実施とタイムリーな評価シートの作成・公表を心がけるよう要望する。

#### ② 指定管理料等の確定手法について（指 摘）

##### ア. 平成 23 年度指定管理料の合意について

平成 23 年 11 月～平成 24 年 3 月の概ね 4 か月間、ヨネッティー王禅寺への余熱供給が停止され、温水プール施設の供用が停止された。この停止期間の影響予測では黒字幅が大幅に減少し（5,540 千円）、平成 21 年度実績と比較して 13,625 千円の収益の減額が想定された。不確定要素等があるということで、指定管理料の精算をせず（決裁なし）、当初の協定金額（137,458 千円）を指定管理者に支払っている。平成 23 年度の収支実績は 15,727 千円と報告されている。

基本協定によると、指定管理者が指定管理業務を確実に実施し、かつ、経営努力により剰余金が適正に生み出されたと判断した場合には、精算による返還は求めないとしている（第 12 条第 5 項）。平成 23 年度の剰余金が、「指定管理業務を確実に実施し、且つ乙の経営努力により生み出された余剰金」と認定できるかどうかについて、再度、指定管理業務の事業評価を行なわれたい。

#### **イ. 平成 23 年度プール休止期間の影響額等の精査について**

平成 23 年度決算データ及び前年度決算との増減分析に基づき、プール休止の影響割合を算定し、これを準用して、平成 23 年度の収支計画の各項目から、4 か月間の影響額を試算した。その結果、収支差額の影響額は、4,831 千円であり、指定管理者と交渉する際の基礎数値とすべきであった。ただし、この影響額試算には建物管理業務の再委託への影響額は含まれていない（参考：平成 21 年度ヨネッティー堤根 4 か月間休止影響額は 260 万円。）。

#### **ウ. 平成 23 年度予算・決算の計上漏れ及び計算誤りについて**

平成 23 年度予算・決算には、重要な計上漏れや計算誤りがあり、事業の内容を忠実に表現すべき会計の趣旨からほど遠い内容である。

- i 利用料金収入の中にプール休止の影響が織り込まれていない（9,831 千円）。
- ii 駐車場使用料収入等が全く見込まれていない（23,657 千円）。
- iii 水道光熱費及び燃料費は過大に計上されている（8,459 千円）。また、商品仕入れは過少に計上されている（△1,095 千円）。
- iv 維持・保守管理費への影響額を契約書上反映していない（△4,397 千円）。
- v 「勘定項目の相違」から法人税等納税額を平成 23 年度予算で租税公課に誤計上し（10,976 千円）、決算処理で管理費に変更したこと（△13,922 千円）が推定される。
- vi 租税公課等の未払消費税を過大計上している（8,417 千円）。
- vii 本社経費負担分である管理費の算定ルールについて、当初提案した算定ルール（700 万円）から指定管理者側で変更され、本社の損益計算書上の「販売費及び一般管理費」全てが各施設での売上額に応じて按分されているため、過大計上となっている（過大額：9,536 千円）。
- viii 剰余金について、指定期間に亘り毎年度 2,946 千円であった。しかし、予算・決算の計上漏れや計算誤りを考慮すると、平成 23 年度予算の剰余金 267 千円に対して、実際には 40,336 千円であった。また、平成 23 年度決算の剰余金 15,728 千円に対して、実際には 33,681 千円であった。しかも、指定管理者が指定期間に亘り提案した剰余金の 5 年間の合計額 14,730 千円（毎年度 2,946 千円 × 5 年間）を 1 年間で大幅に上回っている。

以上をまとめると次のとおりであり、市担当課においては、本報告書の内容及び外部監査人と指定管理者とのヒヤリング内容等をも踏まえて、平成 23 年度及び理論的に遡及すべき年度において、指定管理者の提案した「収支予算書」の内容に示される基本的な算定ルール等と相違するルールに原因を有する剰余金について（平成 23 年度合計：22,784 千円）、十分に精査を行い、指定管理料の精算または剰余金の返還を交渉されたい。

- ア プール休止の影響額 4,831 千円は、指定管理料の精算交渉の基礎とし、さらに、建物管理業務委託への影響額についても精査する必要がある。
- イ 本社経費として、法人税等の負担分を当該施設の費用扱いとしているとした場合、当該租税分は、返還を求めるべきである。
- ウ 租税公課の決算額 13,799 千円は、仮受消費税を誤って計上しており、許容できる計上額である 5,382 千円との差額 8,417 千円が過大計上の可能性があるため、返納交渉の基礎とすべきである。
- エ 本社経費負担額の本来の計上額である 7,000 千円と現在の計上額 16,536 千円との差額 9,536 千円が過大計上である可能性があるため、返納交渉の基礎とすべきである。

また、剩余金を繰越す処理について収支計算書上でも明らかにし、その剩余金の発生源泉の分析と適正性の評価を実施すべきである。そのためには、指定管理業務の予算決算の内容について、事業別に収支報告書を作成し、増減分析等を実施する必要がある。そのような分析により、次の合意が可能となる。

- i 公益性の高い貸館事業から発生した剩余金は、その一部を市民還元事業に充当すること。
- ii 施設の減価償却費及び当該施設の建設利子負担相当分の一定割合を、将来の当該施設整備等に充当することを目的として、剩余金の中から市へ負担金として精算返納すること。

### ③ 類似施設における経営比較について（意 見）

指定管理者であるザバスは、複数かつ同様の指定管理・関連施設の運営実績を有している。同様の指定管理施設での業務実施状況とのデータ比較に基づいて、指定管理者の事業提案を促すことも、当該指定管理業務における各種自主事業や施設設備の貸館事業の発展に寄与し、指定管理業務の質の向上につながる目標管理の一環にもなり、施設利用者の満足度向上にも寄与するものと考えられる。

したがって、業務実施の質が高いと考えられる指定管理者の能力を最大限に發揮させる手法として、当該指定管理者が実施している他の施設との比較分析の手法を駆使して、その経営指標等を指定管理者の自己評価の中に組み込み、担当課に報告させることで、担当課による事業評価の効率的で効果的な実施に寄与する手法を確立するよう、要望する。

### ④ 温水プール収容能力について（意 見）

ヨネッティー王禅寺における温水プールの利用者の収容能力については、プール利用者数が増大する 6 月～9 月（夏季）において、利用可能なロッカー数（利用者換算：約 650 名）や駐車場台数（対応可能台数 150 台）を超過していると考えられる。したがって、市民利用者の利便性向上を考えるに当たり、ロッカー数

の増加や駐車場運営方法（繁忙期対策）への更なる工夫などの対応策を検討するよう要望する。

## 11. 事業用薬剤購入及び使用状況について

### (1) 概 要

各処理センター及び埋立処分場等においては、ごみ焼却時に発生する有害物質の除去・無害化のため、また、埋立処分地の浸出液処理を行うために、様々な種類の薬剤を投入している。このような薬剤は、一括して処理計画課で購入手続を行っており、毎年度、単価契約を前提に一般競争入札を行い、納入業者を決定している。

### (2) 結 果

#### ① 薬剤購入契約における見積徴取方法について（意 見）

橋処理センター及び王禅寺処理センターで使用されている高反応消石灰（排ガス処理用薬品）の購入単価の設計において、特定の業者1社からしか参考見積を入手していなかった。薬剤の購入は一般競争入札により複数の業者が入札する実績があることから、今後は、複数社からの見積徴取を行い、過去の契約単価、薬剤単価に係る市況の実勢等の情報を入手して、より客観的で、信頼性の高い単価を設計単価とするよう要望する。

#### ② 液化アンモニアガスの購入契約における仕様内容について（指 摘）

橋処理センターの液化アンモニアガスの発注（平成23年度：11,393千円）は、A・B群の2系列のボンベ群のうち一方のボンベ群のボンベ圧力が0.25Mpa（メガパスカル）になった時に、ボンベ群の補充のための発注が行われている。しかし、市の担当課において、購入量の4分の1に相当するガスの扱いが発注者として実質的に未認識のまま、契約事務を実施していた。したがって、仕様書上において、液化アンモニアガスの取替時の圧力換算使用残量及び圧力換算詰替え量を明示することにより、入札参加者に適正な情報を提供して十分な認識のもとで入札に参加されるよう、適切に誘導されたい。また、詰替え時にボンベに残った液化アンモニアガス（圧力換算で4分の1の量）の取扱いと財産的価値を把握して、仕様内容に反映することを検討されたい。その結果について、単価契約を前提とした設計金額に適正に反映するよう要望する。

#### ③ 液化アンモニアガスの時価変動と契約期間について（意 見）

液化アンモニアガスの単価は、ナフサやLNG等原油製品関連価格等の変動に大きく影響されやすい。契約期間を1年間としている現在の契約方法について、時価の変動状況と契約単価との関係が、局にとって平均的に不利な結果であるようであれば、より時価を反映することができるよう、契約期間を6か月または3か月契約とすることも検討されるよう要望する。

## 12. 化学防護服・耐候性大型土嚢袋の管理について

### (1) 概 要

#### ① 化学防護服調達について

各処理センターの焼却炉及びその周辺設備で、職員が運転、点検等の業務や同施設の解体作業に従事する場合、ダイオキシン類へのばく露防止対策を図る必要がある。これに基づき、局においては、ダイオキシン類ばく露防止用の各種化学防護服（ダイオキシン類ばく露防止対策保護具）を選定し、業務用消耗品として購入して、各処理センターでの使用に供している。

#### ② 耐候性大型土嚢袋の調達について

各処理センターでごみを焼却した後に排出される焼却灰は、現在、浮島2期埋立処分場に海面埋立の手法で埋め立てているが、海水への放射性物質溶出の可能性があることから、焼却飛灰については大型土嚢袋に詰めて、浮島処理センターで一時保管を行っている（平成23年7月以降）。このようなごみ焼却飛灰の一時保管のため、耐候性大型土嚢袋を臨時に購入している（平成23年度契約額11,787千円：9,640袋、平成24年度契約額21,733千円：11,120袋）。

### (2) 結 果

#### ① 消耗品としての出納管理について（指 摘）

化学防護服等については、各処理センターでの在庫量と需要量把握後に、本庁庶務課において一括購入し、各処理センターに直接納付され、現物管理は各処理センターの所属担当者に委ねられている。それらの現物の保有高や保管状況が、出納保管管理上、台帳管理の面で把握されていない。したがって、原則として、物品会計規則に規定される出納手続及び消耗品出納簿への記帳を行われたい。ただし、経済性及び効率性の視点からは、諸規定の彈力的解釈か、または、記帳の省略の範囲を合理的に追加すること等により、一時点での出納管理とするか、または、出納簿記帳の制度的な省略という運用が検討されることも考えられる。

#### ② 災害や事故等のための適正購入量について（意 見）

化学防護服等の購入及び払出手数等の管理については、必要量を調査した後、予算の範囲内で各処理センターへの割当を行うなど、随時の調達による対応を行っている。今後は、災害や事故等の将来の不確実な状況に備える場合であっても、必要需要数量を予測し、在庫品の数量との関係で、購入数量を確定するなど、帳簿記録等の客観的な記録に基づき適正必要量を購入し、管理するよう要望する。

## 13. ボイラ等管理業務委託について

### (1) 概 要

浮島、堤根、橋及び王禅寺の各処理センターでは、焼却熱によるボイラ・タービン施設を有しており、設備の点検整備その他について業務委託を行っている。

各施設において、設備の様式等は異なるもの、概ねボイラ・タービン設備について、業務委託契約書の仕様書上、設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するとともに、定期事業者検査（電気事業法第55条等）を実施し、ボイラ安全管理審査の合格を目的とすることが指示されている。

## （2）結果

### ① 見積書の内容検討について（意見）

橋処理センターにおけるボイラ・タービン設備点検整備業務委託について、設備の構造や特殊な技術・手法等のノウハウを十分に把握した専門技術者との随意契約によっており、プラント竣工後、今まで同一事業者である。平成23年度の検証業務として、委託設計では「非破壊検査費」について、現在の事業者から「一式に対する見積り額そのもの」の金額の提出を受け、計上されている。

今後は、同種の点検整備上生じる検査費等については、現契約業者からの見積り入手せざるを得ない場合であっても、「一式」見積りの内訳を詳細に確認する必要があり、局の設計としては、見積書提出業者からのヒヤリング等により得られる、見積金額に係る信頼性の情報や類似業務の工数等の試算データ、他団体データ等に基づき、独自に見積金額の妥当性を検証することで、設計書を適正に作成するよう要望する。

## II-3. 埋立処分業務について

### 1. 海面埋立業務委託について

#### （1）概要

浮島2期廃棄物埋立処分場における埋立手法は海面埋立であり、焼却灰等の廃棄物を海中に薄層散布し均一に埋め立てる方式である（フローティングコンベヤシステム：以下、「F C S」という。）。それによって発生する余水を、無害化処理を行った上で放流するものであり、安全性と環境対策に留意している。

浮島埋立事業所の排水処理の運転管理や管理部門については、5名の職員で直接運営している。また、海面埋立業務については、一般競争入札により決定された事業者に対して、1年間の契約として委託している（「浮島海面埋立事業運営業務委託」）。この業務委託契約により、浮島廃棄物埋立地内の管理並びに浮島2期廃棄物埋立処分場における海面埋立処分等の業務運営及び当該業務で使用するF C Sの保守点検等を実施している。

#### （2）結果

### ① 現在の契約方式について（意見）

海面埋立業務におけるF C Sの業務委託は単年度契約であるが、安定的で効率的、効果的な業務実施、長期的な視点での設備延命化提案及び単年度契約における資本的コストの取扱い等を勘案すると、複数年契約が効果的である。現在の

単年度契約の問題点を分析・検討して、複数年契約への転換を実施されるよう要望する。

## ② 焼却灰に含まれる金属類について（意 見）

海面埋立処分場に持ち込まれた焼却灰の中には金属類が混入された状態であり、金属混入により F C S の主要設備であるベルトが裂傷・破損し、埋立処理が停止することが、F C S 委託運営上の最大のリスク及び問題点になっている。

最終処分場での金属類の混入状況やそれが海面埋立業務に与える影響等などの問題点を、全市民及び事業者、そして、職員に適時、適切に情報提供を行い、更なる分別徹底とごみの発生抑制等に対する市民意識の向上に寄与するよう、周知徹底を図ることが重要である。そのためには、海面埋立処分場での金属類の混入の状況を伝える情報提供の機会や媒体を増やし、出前ごみスクールや出張ふれあい講座等の実施など、環境教育の際にも積極的に写真や文章により、これらの実態を適切に提供するよう要望する。また、焼却灰に含まれる金属類の発生源について、排出者別ごみの組成分析等を実施して、その発生源に対する分別の徹底の根拠資料として活用されるよう要望する。

## ③ 設備更新の時期と計画性について

### ア. 設備の状況について（説 明）

F C S の設備の全体的な更新入替のための予算確保と更新入替については、現段階では計画されておらず、耐用年数を超過したF C S 設備の延命化のため、故障箇所の修繕や部分交換等を隨時、委託業者からの報告に基づき行っている状況である。

### イ. F C S 駆動用発電機の交換について（指 摘）

F C S 駆動用発電機の交換については、平成 23 年度の委託契約及び同仕様書に定められているため、委託業者が実施した。業務委託で取り替えた設備についても、F C S の延命化にも資するものであるため、公有財産（工作物）の新たな取得および旧設備の廃棄という手続きを実施する必要がある。

したがって、今回のように業務委託費の中で設備の主要な一部を取り替えた場合に、工事請負費での財産の廃棄や取得ではないが、実質的には財産の新たな取得と見做される場合は、公有財産台帳上の必要な廃棄及び取得手続を行わみたい。

### ウ. 計画的な更新の必要性について（意 見）

F C S 設備の稼働可能な年数の考え方としては、平成 8 年に実施した設計委託において 7 年として扱われ、設計されている。そして、最終処分場の残余年数の延命化（約 40 年間）が図られていることから、今後 40 年間、埋立を継続していくと想定した場合、F C S 設備の更新を複数回（仮に耐用年数 7 年の想定であれば、今後 5 回程度）行わなければならない。

現在の設備の経済的な使用可能年数を早急に調査し、それに対する延命化工事の効果を評価して、結局、現在のF C S設備がどの程度長く利用可能であるかについて、局内の合意を図り、設備取替の実効ある計画を策定されるよう要望する。

#### ④ 業務委託積算上の問題点について（意 見）

平成23年度の業務委託費の設計において、F C Sの発電機交換に係る費用(積算額8,000千円)が直接人件費として計算されていた。本費用は、概ね設備購入額であり、直接人件費として算入すべきではない。積算上の影響額としては、2,400千円である。今後このような過大な積算をすることのないよう、設計基準の実質的な精査を行われるよう要望する。

## 2. 浸出液処理施設業務委託について

### （1）概 要

平成18年3月に浮島1期廃棄物埋立処分地の埋立が終了し、現在、浮島1期廃棄物埋立処分地の地下では、埋立処分地内の保有水を雨水の浸透により浄化させ、また、16箇所の取水井戸を設けて、浸出水を集水後、ポンプで汲み上げるとともに、浸出液処理施設へ移送し、第1凝集沈殿処理、生物処理、第2凝集沈殿処理、汚泥処理及び高度処理を行っている。この浸出液処理施設の運転管理業務は、一般競争入札で、業務委託により実施されている。その業務は、施設の運転操作及び監視、保守管理、水質試験、沈下測定、ガス分析、し渣及び脱水汚泥の搬出、運搬、処分業務、事務業務及び施設の維持管理等を対象としている。平成22年度においてはJ F E環境サービス㈱、平成23年度においては㈱関東実技への委託契約により業務が実施されていた。

### （2）結 果

#### ① 薬剤発注業務と施設運転管理委託との分離について（説 明）

当該薬剤の発注業務は従来から局が実施しており、運転管理業務委託仕様書における取決めに沿って、薬品管理記録に基づき、必要な薬剤を市が適時、受託事業者に支給している。この薬剤発注業務と施設運転管理委託の業務分離がなされている主な趣旨は、水質管理に致命的な影響が及ぶ薬剤不足を回避し、局の責任において適正管理する必要性が高いことにあるとされている。

#### ② 包括委託化への転換について（意 見）

現在の契約方式では、局として十分な管理がなされない。また、計画水質の規制基準値以下の処理を達成し、浸出水における有機物の除去と最終的な水質の安定化後に東京湾放流を果たすという現在の業務委託の目的は、複数年の包括委託の契約方式により、最少の経費で包括的に、かつ、一定期間安定的に実施することができる。また、包括的な業務委託を採用したとしても、業務委託の発注者

である局の責任は、事業者評価等で果たしていくこととなる。

以上のことから、現在の契約手法を見直し、薬剤購入量を含めた包括委託化及び複数年契約へと転換するよう要望する。

### ③ 薬剤数量管理の方法について（意 見）

薬剤の管理については、毎月、確認が行われ、受託業者変更の際には、業者間で運営管理業務全体の引継ぎを行うとともに、その後、担当課職員の立会いのもと、最終的な引渡し確認が行われているということである。しかし、リン酸の薬品管理記録について、平成23年2月～3月までの在庫や使用状況の記載が脱落していた。今後はリン酸については缶の本数による有高管理を行うべきであり、他の薬剤を含め厳密かつ継続的な記帳を要求するとともに、月次・引継時の有高が常に帳簿と整合することが客観的にも明らかなように業務を遂行されるよう要望する。

## 3. 浮島埋立事業所における排水処理施設直営実施について

### （1）概 要

浮島2期廃棄物埋立処分場は、平成12年度より浮島1期廃棄物埋立処分地との併用を開始している。当初は、埋立途上の処分地のため、生物処理、砂ろ過及び活性炭吸着塔を備えた施設等は必要とされなかったが、埋立の進捗に伴い、水質に変化が見られれば施設を増設していく整備計画となっており、現在は、生物処理施設等が備わった「その2工事」までが終了している。

現在、浮島埋立事業所においては、生物処理、第2凝集沈殿処理及び砂ろ過等、排水処理施設の運営（各種薬剤の注入管理やポンプや施設制御のための電圧計測、汚泥脱水機器、中央監視室等における余水水質管理等）業務を直接実施するため、5名の職員が当該業務に従事している。

### （2）結 果

#### ① 浮島埋立事業所の業務について（説 明）

浮島埋立事業所の主な業務は、排水処理施設運転の実施全般、これに付随する薬剤使用量等の把握及び発注依頼等並びにFCSへ投入する埋立搬入物のチェック及び料金収入に係る計量業務である。なお、第4次改革プランに従い、平成23年度～平成25年度の3か年において非常勤職員の活用等が示されている。

#### ② 排水処理の運転管理業務等について（意 見）

現在の海面埋立が進んでいく中で、現在の排水処理の業務内容が質的に高度化するタイミングが徐々に近づいてくるものと考えられ、最終的には浮島1期廃棄物埋立処分地における浸出液処理施設の業務委託と同様の業務が求められてくるものと考えられる。したがって、改革プランで示されている再雇用職員の活用等のスケジュールとともに、業務委託化のスケジュールが、中長期的な期間の

中で検討されることを要望するものである。その際に、浮島1期廃棄物埋立処分地における浸出液処理施設の包括的な業務委託と一体的に、現在の浮島埋立事業所の業務を委託化する方向性が検討されることを求められるものと考える。

## II-4. 廃棄物指導業務について

### 1. 廃棄物指導業務について

#### (1) 概 要

##### ① 産業廃棄物指導業務

産業廃棄物指導業務は、政令指定都市となった昭和47年4月から廃棄物処理法に基づき、排出者責任を原則として、産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、許認可に伴う審査や監視・指導の業務を行っている。(産業廃棄物指導業務の概要については、監査報告書の190~191頁を参照。)

##### ② 事業系一般廃棄物指導業務

事業系一般廃棄物指導業務の概要については、監査報告書の191頁を参照。

#### (2) 結 果

##### ① 各処理センター搬入の事業系廃棄物の適正搬入指導について

###### ア. 搬入チェックの仕組みについて(説 明)

各処理センターでは、適正な搬入ごみであるかどうかを判断するために、内容物審査をピット前に実施している。その審査の結果は、内容物審査報告書に搬入ごみの適正性に応じて、「A」、「B」、「C」及び「D」の4段階評価を付して記載され、「C」及び「D」は、それぞれ「適正搬入が行われていない」と「適正搬入にほど遠い」という趣旨の評価であり、その場合には、個別評価シートにその不適正内容を記載することとなっている。

###### イ. 搬入チェックの問題点について(指 摘)

処理センターにおけるごみの内容物審査において、ごみの種類のチェックを中心に審査しているが、その搬入者が廃棄物処理業許可を有する業者であるかどうかという、搬入業者の属性の適正性まで、実際にはチェックしていない。その結果、廃棄物処理業許可を有しない搬入業者(廃掃法第7条違反)を長年、見過ごし、直近で、一般廃棄物処理業許可申請に対して、許可を与えてしまった事例を把握した。

以上のことから、処理計画課、減量推進課、廃棄物指導課及び処理センターは、次のことを検討し、多量排出事業者等及び許可業者に対する適正な調査及び指導を実施されたい。

i 各処理センターでの内容物審査では、搬入事業者の属性チェックにも重点を置き、長年無許可で処理センターへ搬入していた蓋然性が高い事業者に対して、減量推進課による調査・指導等を適正に行うためのデータを整

備されたい。

- ii 処理計画課では、内容物審査等における搬入事業者等のチェックについて、その実施の現状を調査し、その趣旨を徹底する。また、内容物審査報告書等の情報は、事業系一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理の指導を行う減量推進課や許可業者の立ち入り指導等を行う廃棄物指導課へ、適時適切に情報提供を徹底されたい。
- iii 減量推進課は、処理計画課からの月次情報等を活用して事業者が排出する事業系一般廃棄物の減量化と適正排出及び処理センターへの適正搬入に対する調査・指導等に一層推進されたい。
- iv 廃棄物指導課では、許可業者の許可に際しては、特に今回の事例のような個人事業主の許可申請に当たり、許可制度の健全な運営のため、規則等に基づき、厳正に審査されたい（廃掃法第7条第5項第2号及び第3号）。当該事業者における、従来からの事業内容からすれば、許可処分そのものに疑問がある。

**② 廃棄物管理票による分析と指導行政への活用について（意 見）**

事業系一般廃棄物の排出者に対する廃棄物管理票の虚偽記載等に対する規制を強化するため、立入調査時には書類調査だけではなく、追跡調査を実施することがあることを対象事業者へ通知し、実際にサンプル的に調査を実施することを要望する。また、市の処理施設への搬入以外の処理について、実態を把握し適正な処理がなされていることに関する情報収集と評価を実施するよう要望する。

**③ 一般廃棄物処理計画の処理実態に基づいた条例の規定について（意 見）**

市の処理施設に搬入することができる産業廃棄物について、条例上、可燃性固体物を処理センターへ搬入できる規定になっている（第29条）。一方、「平成23年度川崎市一般廃棄物処理計画」においては、川崎市が処理する産業廃棄物は「ガラス及び陶磁器くず、がれき類」のみとなっている。現状では事实上、産業廃棄物である可燃性固体物については処理センターでは処理しないものであるため、条例の規定は現状の実態と乖離している。産業廃棄物の排出事業者や処理業者に誤解を与えないためにも、今後、条例改正の際には、条例第29条第1項の「可燃性固体物」の文言の必要性について検討し、削除するよう要望する。

## II-5. 物品管理について

### 1. 物品管理について

#### （1）概 要

川崎市の物品管理は、地方自治法及び川崎市物品会計規則等（川崎市職員被服貸与規則を含む。）に基づいて行われている。環境局を対象とした監査を実施する過程で、物品の概念に含まれる消耗品（ミックスペーパー手提げ袋及び公衆トイ

レ維持管理業務に係るトイレットペーパー等) や備品(特に重要備品であるごみ収集運搬車両等の不用品決定及び売却事務等、一部の生活環境事業所に設置された空気調整機等)の管理について、指摘事項等が検出されたことから、物品管理に対する職員の意識の向上のために、改めて物品管理に係る規則等の内容を整理することとする。

- ① 物品の意義について
- ② 物品出納員及び物品管理者について
- ③ 台帳管理及び現物管理等について
- ④ 出納手続が省略できる物品について
- ⑤ 不用品の決定及びその売却または廃棄等について
- ⑥ 被服管理について

## (2) 結 果

### ① 生活環境事業所等における貸与被服の在庫管理について(指 摘)

労務課所管の貸与被服については、職員の異動等(異動、休職及び長期療養の病気休職等)によって、貸与の対象ではなくなったときには遅滞なく労務課に所属長を通して返納することとなっているため、環境局の所属に在庫は存在しない(被服貸与規則第6条第1項)。しかし、生活環境事業所及び処理センター等に対する監査の結果、各所属において、中古被服及び未使用品(新品)の在庫が存在していることが分かった(平成24年10月現在)。

- i 中古被服の在庫: 943枚、301万円
- ii 新品被服の在庫: 2,303枚、750万円

したがって、環境局は、労務課所管の貸与被服の取り扱いについて、労務課と協議し、事実上在庫管理している新品の被服を被服貸与規則等に基づいて返納するのか、また、中古の被服は処分すべきであるのか、それとも、労務課から環境局関連所属長への、いわゆる「保管換え」(物品会計規則第39条参照)の準用により対応するのか、または、環境局のごみ収集・運搬等業務の特殊性を考慮し、現在の被服保管の原因等に対応して、一定のルールのもとで受払管理をすることを前提に所属での保管を認めるのかなど、明確なルールの創設に努力されたい。

### ② 生活環境事業所等における在庫管理の必要性について(意 見)

ごみ収集作業等という環境局の作業実態による被服の損耗等の状況や夏季等の臨時職員受け入れ時点での被服の需要の状況等を実績に基づいて検証し、各所属における必要在庫量の必要性を十分に検証されるよう要望する。また、被服貸与規則の規定の解釈により、退職者等による中古の被服の個人処分に伴う旧所属への事実上の寄託等に対する対応が可能であれば、職務上、正式に受払管理をすることで、中古の被服の在庫管理を合理的に行うルールを検討する必要があり、環境局全体として、受払簿の様式設定など、統一ルールを決定するよう要望する。

### ③ 生活環境事業所等における局独自被服の管理について（指 摘）

労務課所管の被服だけでは環境局の現場作業の際に着用する被服としては十分ではないため、環境局が独自に調達している。生活環境事業所の会議室に在庫として保管している被服を調査し、集計した結果、耐火用防寒衣及び中編靴等の被服が 297 アイテムで、金額換算すると約 176 万円であった。

このような環境局独自の貸与被服については、労務課所管の貸与被服の範疇から外れているため、原則として、物品会計規則に規定される出納手続及び消耗品出納簿への記帳を行わなければならない。現在の出納記録が存在しない状況では、上記の在庫の存在が簿外という位置づけになり、在庫品の杜撰な管理という説りを免れない。環境局独自の被服の適正な出納処理及び保管管理について認識を再確認し、規則に従った事務処理を行われたい。

なお、上記のような合規性監査の指摘事項を踏まえながらも、局独自の被服管理の効率性と現実には局独自の被服に係る受払簿管理の実態を考慮すると、物品会計規則等の解釈により、購入した被服の出納は受け入れて即払い出す処理をするか、または、規定の改正により、出納簿管理を省略する事例のひとつとするか、いずれかの判断を行うことが現実的な解決策であると考える。

### ④ 公衆トイレ維持管理に必要なトイレットペーパーの在庫管理について

#### ア. 消耗品出納簿の管理状況について（指 摘）

現在市内には環境局が維持管理を行っている公衆トイレは 15 か所あり、そのうち、溝口駅前広場公衆トイレは業務委託により維持管理を行っているため、残りの 14 か所の公衆トイレを 5 つの生活環境事業所が維持管理している。

公衆トイレの維持管理に必要な消耗品のうち、主たるもののはトイレットペーパーである。トイレットペーパーは各生活環境事業所でその必要量を年間で数回に分けて購入している（年間 18 回に分けて 38,460 個を 1,675 千円で購入している。）。

5 つの生活環境事業所はすべて、消耗品出納簿への記帳を行っていない。

各生活環境事業所は、公衆トイレの維持管理用として大量のトイレットペーパーを複数回に分けて購入し、払出しを行って、事実上の在庫管理も行っているため、物品会計規則に従って消耗品出納簿に記帳し、出納管理を適正に実施されたい。

#### イ. 購入管理の状況について（意 見）

各生活環境事業所の平成 23 年度におけるトイレットペーパーの購入個数等のデータによると、中原生活環境事業所は維持管理する公衆トイレが 4 か所と一番多く、しかも、公衆トイレ 1 か所当たりトイレットペーパーの購入数が 4,080 個と第 2 番目であった。また、川崎生活環境事業所は維持管理する公衆トイレが 2 か所と一番少ないが、公衆トイレ 1 か所当たりトイレットペーパー

の購入数が 5,760 個と最大であった。

特に購入個数の多い川崎や中原両生活環境事業所については、使用実態に合った購入であるかどうかについて、再度、公衆トイレの現場における維持管理業務の中で検証することを要望する。

#### ウ. 適正な購入管理について（意 見）

公衆トイレの維持管理業務の中で、業務に不可欠なトイレットペーパーの購入は、生活環境事業所ごとに契約されているが、契約単価は 1 ロール当たり 34 円と同額であった。

現在の契約手法とその契約単価について、競争性を誇りし、より安い調達を達成するために、今後は、契約方式を各生活環境事業所で行う方式から、持ち回り制などで、特定の事業所が幹事となり全事業所の必要数を調査して年間単価契約を実施し、適切な納入回数を指定することで、在庫管理についても効率化する可能性がある。収集計画課は、各生活環境事業所の購入実態と在庫管理の実態を再度把握し、全事業所と協議して、より経済的・効率的な調達手法を導入するよう要望する。

#### エ. 公衆トイレ維持管理業務のあり方について（意 見）

各生活環境事業所は、現在、溝口駅前広場公衆トイレを除き、14 か所の公衆トイレの維持管理を直営で実施している。しかし、公衆トイレの維持管理業務が必ず直営職員の実施による業務の遂行形態でなければならない積極的な理由はなかなか見いだせない。

当該業務に係る再雇用職員化方向での検討の中で、再度、民間委託の可能性について、業務の公的側面（衛生面、安全面及び防犯面等）と経済性の面（コスト面等）、また、民間活力の促進の面などの比較衡量を十分に実施し、合理的で説明可能な論拠に基づく結論を見出されるよう要望する。

### ⑤ ミックスペーパー手提げ袋の管理について（指 摘）

#### ア. 事業の経緯及び概要について

ミックスペーパー手提げ袋は、平成 21 年度に消耗品費の執行により、購入された（40,000 枚、814,800 円）。その目的は、ミックスペーパー分別排出の普及広報のためである。

#### イ. 管理の状況について

【ミックスペーパー手提げ袋保管状況調査結果】

区分	未開封箱数	バラ枚数	合計枚数	摘要
減量推進課	25	0	5,000	南部生活環境事業所で保管。
南部生活環境事業所	37	0	7,400	中原生活環境事業所分を 12 箱程度保管。
川崎生活環境事業所	25	0	5,000	
中原生活環境事業所	5	0	1,000	
宮前生活環境事業所	48	150	9,750	
多摩生活環境事業所	46	75	9,275	
合 計	186	225	37,425	

## ウ．出納管理と事務執行に当たっての経済性・効率性について

ミックスペーパーのモデル事業が全市に拡大し、その分別収集の完全実施に向けて、局を挙げて努力している時期であるからこそ、財務管理についても十分に実施すべきである。すなわち、出納簿への登載と現物の管理を併せて実施されたい。なお、担当課による今後の在庫管理及び配布予定は次のとおり。

- i 減量推進課及び生活環境事業所ごとに、保管するミックスペーパー手提げ袋の台帳を作成し、適正な在庫管理を徹底する。
- ii 平成25年2月以降に開催する、収集体制見直しに伴う住民説明会(1,000回程度の開催予定)等において、説明用資料や啓発品と併せて活用するなど、今後は、様々な場面で計画的かつ効果的に使用する。

## ⑥ 備品管理の状況について

### ア．工事で設定した備品の管理について（指 摘）

工事請負費の執行により整備した財産が、品目的にも性質的にも備品の概念に含まれる場合には、公有財産として台帳管理するのではなく、備品出納簿（物品出納員の管理）や備品整理簿及び備品使用票（物品管理者）、重要物品（100万円以上の取得価格の物品）である場合には重要物品整理票兼管理簿に登載することが求められている（物品会計規則第44条第1項、第45条第1項、第58条第1項）。

このような財産管理や物品管理の原則的考え方へ沿わない事務処理がなされている実態等が生活環境事業所等の現場視察の際に把握されたため、備品管理及び公有財産管理を徹底されたい（庁舎各室の天井付近の壁に工事請負費で取り付けられた空気調整器（パッケージ型エアコン）等の財務管理）。

### イ．備品の売却について（意 見）

車両の廃車に伴い、不用品として会計室へ移管され、財政局資産管理部契約課において売却されるごみ収集車両、し尿収集車両及び浄化槽清掃車両等に係る契約価格が不用品としての売却であるため、低価格であり、車両の使用価値及び機能等を適正に反映した価格とはなっていないものと考えられる（監査報告書の222～223頁を参照。）。

## II-6. リース物件等の事務処理について

### 1. 監視カメラ及び車両等事業用備品のリース事務について

#### (1) 概 要

##### ① 監視カメラ及び警報装置のリース事務について

局は、不法投棄への対策の一環として、特に不法投棄が多い箇所に平成19年6月1日から順次、監視カメラ及び警報装置（以下、「監視カメラ等」という。）をリース契約により設置している（契約期間：5年）。平成24年3月末日時点では市内8箇所において設置を完了している。

##### ② 廃棄物車両のリース事務について

局では、廃棄物事業等に供する車両（以下、「廃棄物車両」という。）の導入方法について、購入による導入とリースによる導入（リース期間：7年＋再リース期間：3年）の2つの形式を採用している。局が使用する廃棄物車両の台数（以下、「使用台数」という。）は、平成23年度において合計276台であり、うち、局が購入により保有している台数（以下、「所有台数」という。）は142台であり、リースにより保有している台数（以下、「リース台数」という。）は134台である。しかし、現在では、再リース契約の締結を除き、新たなリース契約を締結しておらず、購入による車両導入のみを行っている。

また、局は10年経過した車両については、不用品として、一般競争入札により売却している。平成23年度は、合計22台の車両が売却され、その売却金額合計は約1,930万円であり、売却金額割合は平均6.74パーセントであった。

#### (2) 結 果

##### ① 監視カメラ等の導入における契約方式について（意 見）

賃貸借契約期間の総額が約51万円と61万円の2つの契約（契約日：①平成21年12月1日と②平成22年3月1日）について、次のような意見を述べる。

ア. 本来同一年度内で、3か月しかその間隔が離れていない契約について、2つの契約で、かつ、同様の警報装置の賃貸借契約を結ぶことがないよう、要望する。

イ. 契約単価に大きな乖離が生じているため、それぞれの契約案件について、原因分析を行う必要がある。

ウ. 5つの契約案件について、リース期間または再リース期間終了後の経過期間を調整して、現在の5つのリース契約を、会社ごとにひとつの契約にまとめることができるよう努力することを要望する。

##### ② 不法投棄の網羅的な実績集計の実施について（意 見）

今後は、局が粗大ごみの不法投棄を抑制し、家電製品等のリサイクルを促進する目的で予算を執行して設置した監視カメラ等の効果を測定する必要から、他局所管の公共施設（公園等）における不法投棄の状況に関する統計を含めて、網羅的な統計データを集計するよう要望する。これらのデータがない限り、当該不法

投棄の抑制等のために執行されている予算の効果である社会に対するインパクト評価が実施できない状況であり、行政の説明責任の観点からも問題である。

**(3) 監視カメラ等設置箇所の不法投棄データの集計について（意 見）**

局では、現在、監視カメラ等の設置場所（8箇所）を含めて、市内に約70箇所存在する常習的な不法投棄場所へ定期的にパトロールを行っている。年度ごとに集計された不法投棄件数と重量について、監視カメラ等の設置場所のデータが特定され集計されていないため、その設置効果の評価ができない状況である。

今後、不法投棄の諸データを集計する際には、不法投棄常習箇所に設置された監視カメラ等の設置効果を把握し評価するためにも、当該設置箇所の不法投棄の件数及び処理重量等のデータを明確に把握できるよう、生活環境事業所と連携を強化して、収集するよう要望する。

**(4) リース料総額に基づく現金購入価額と購入実績との比較について（意 見）**

局は、平成20年度に新車両を導入する際に、購入価格とリース価格を比較し、購入価格の方が低廉であるとの判断を行っている。しかし、担当課で行った平成20年度の比較において、車両の種類ごとに購入価格とリース価格とを比較すると、その差額には開きがあり、1台あたり600万円以上の差が生じる車両（中型ごみ車（CNG））もあれば、年間のリース価格では購入価格とほぼ同じ額の車両（資材運搬車）も存在する。

したがって、毎年度車両の購入を検討する際には、支払リース料総額の割引現在価値と車両取得価額との比較により、両方の手法の有利・不利を精査することが求められている。今後は導入予定車両について、毎年度、上記の支払リース料総額の割引現在価値と車両取得価額との比較を行うよう要望する。

**(5) リース期間7年と再リース期間3年に対する購入車両の使用年数比較と廃棄物車両の取り扱い状況の比較について（意 見）**

局では、廃棄物車両を10年間使用した後、不用品に組み替え、一律に入札にかけられ売却している。このように車両の使用期間が10年間という設定については、車両の諸機能や生活環境事業所における車両整備の充実状況等から考慮すると、十分な合理性があるとは言えない。廃棄物車両としての機能に問題のない車両については、引き続き使用を検討することを要望する。

また、局の負担で購入し、事業の用に供してきた廃棄物車両の売却収入は局の特定財源として、その売払収入を環境局の歳入予算に計上することを関係各局担当課と協議し、実現するよう要望する。

## 2. 車両の購入から納品までの事務処理について

### （1）概 要

廃棄物車両の購入の際に、一般的・汎用的な廃棄物車両の仕様に加えて、局独

自の安全基準による特別な仕様（以下、「特別装備」という。）を定めている。

廃棄物車両の納品の際には、中間検査、完成検査及び完納検査の3つの検査を実施し、仕様書記載の仕様の検査を行っている。それらの検査は、市の総務局総務部庁舎管理課の職員が担当し、環境局の職員も検査に立ち会っている。

## （2）結果

### ① 仕様内容における特別装備等の必要性について（意見）

特別装備のうち、昼間点灯装置については、平成17年度に交通事故防止等を図るために市で導入を審議した結果、特別装備として採用が決定されている。一方で、他の特別装備の導入経緯については不明である。現在の安全基準に対応する特別装備の必要性について、再度、見直しを行い、その結果に基づき、特定の特別装備が必要である場合には、当該特別装備の設置による増加費用をそれぞれ算定・把握した上で、安全基準との費用対効果を検証し、改めて特別装備の導入を行うよう要望する。

### ② 納品検査の実施手続について（意見）

検査実施及び立会いの過程で指摘される事項について、文書化されない環境局の指摘事項の網羅的で、正確な検証に課題がある。発注した車両の検査を実施する庁舎管理課が検査書類に、その指摘事項を含めて記載している一方で、環境局の職員が検査立会の立場で指摘した修正を要する箇所を文書にしないことに合理性を見出すことはできない。

今後は、庁舎管理課がその検査結果等を環境局に通知している文書において、環境局の職員が指摘した修正箇所も併せて記載するなどの工夫を行い、後日、廃棄物車両の納品の際に、指摘箇所と修正箇所との検証を効率的、効果的に実施することを可能にする方式に改めるよう要望する。

## 3. 災害時対策車両の確保方針について

### （1）概要

局では、地域防災計画の対応の中で、災害時対策車両の確保を進めている。

現在の地域防災計画の見直しは、危機管理室からの指示に従い実施されているが、見直しの前提となる被害想定は、基本的に従来どおりであることから、災害に対する対策車両についても、従来どおり、災害発生時にはすべての車両での対応を想定している。また、空き瓶収集業務の委託化に伴い、小型空き瓶収集車両として環境局が当該車両を保有する必要はないが、引き続き、5つの生活環境事業所において、3事業所に1台ずつ及び2事業所に2台ずつ、合計7台の空き瓶収集車両を再リースという方法で確保することとしている。そのため、現在、市が10台リースしている小型空き瓶収集車両のうち、必要台数については再リース契約を行うこととしている。

## (2) 結 果

### ① 災害時対策車両の確保方針について（意 見）

局では、現在、リースにより 10 台確保している小型空き瓶収集車両のうち、必要台数については再リース契約を行うこととしている。しかし、再リース期間後、災害時対策車両として何台をどのような根拠に基づき確保するのかという具体的な計画が存在しない。災害が発生した時の車両としてどのような車種・規格等の車両が必要となるのか、現在保有している車両で十分に対応することが想定できるのかなど、検討を進めるべきである。

したがって、担当課は、災害時対策車両の必要性について、現在保有している車両での対応状況を加味して、早急に検討するよう要望する。また、空き瓶収集車両のリースまたは再リース期間終了に伴う対応または車両確保方針についても併せて検討するよう要望する。

## II-7. 収入未済（債権）管理について

### 1. 廃棄物等処理手数料の徴収・管理について

#### (1) 概 要

廃棄物等処理手数料は、 i ) ごみの処理、 ii ) 粗大ごみの処理、 iii ) し尿の処理、 iv ) 犬、猫等の死体の処理、 v ) 汚泥の処理、 vi ) 凈化槽等の清掃について定められている（川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（以下、「条例」という。）別表第 1）。これらの徴収方法として、粗大ごみ処理手数料は前納、その他の手数料は月ごとにまたはその都度徴収する（条例第 42 条第 2 項、第 3 項）。具体的な収納方法については、廃棄物等処理手数料徴収事務要領（以下、「事務要領」という。）に記載されている。また、納期限までに納付がなかった場合の処理についても、事務要領に記載されている。

#### (2) 結 果

### ① 廃棄物等処理手数料の法的性質について

#### ア. 非強制徴収公債権該当性について（説 明）

廃棄物等処理手数料の法的性質について、私債権説と公債権説が存在するが、監査報告書では公債権とする立場に立ち、以下、指摘事項及び意見を述べることとする。また、廃掃法には、廃棄物等処理手数料を滞納処分の例により処分できるとする旨の規定はないため、廃棄物等処理手数料は、非強制徴収公債権として管理することとなる。

#### イ. 川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の規定について（意 見）

廃棄物等処理手数料は、地方自治法第 227 条に規定する手数料に該当する。また、督促条例によれば、督促状の指定期限までに完納しないときは、60 日以内に滞納処分に着手するとされている（督促条例第 5 条）。法令等の秩序から

言えば、督促条例第5条は、滞納処分の例により処分することのできない手数料について、滞納処分に着手することを求めるものであり、地方自治法第231条の3第3項との整合性を図る必要がある。

したがって、督促条例第5条について、今後、同条例の改正がある場合には併せて当該留保の付与等を考慮されるよう要望する。

## ② 滞納整理簿の管理について

### ア. 滞納整理簿における処理てん末欄の不記載について（意 見）

歳入徴収者（生活環境事業所及び処理センターの所長）は、滞納者について、滞納整理簿に必要な事項を記録しなければならない（川崎市金銭会計規則（以下、「会計規則」という。）第56条）。そして、廃棄物等処理手数料の滞納整理簿において、処理てん末欄または備考欄に、催告の経過を記入することとなっている。これについて、浮島処理センターにおける滞納整理簿の処理てん末欄には何ら記載がなく、別途折衝経過等の記録も作成されていなかった。そもそも、滞納整理簿において催告の経過を記載するのは、適正な債権管理を行っていることを明らかにするとともに、裁判手続等における重要な証拠資料とするためである。

したがって、各生活環境事業所及び処理センターの所長は、上記催告経過記載の意義を念頭に置いて、滞納整理簿の処理てん末欄または備考欄に催告経過について記載するよう要望する。

### イ. 処理てん末欄の充実化について（意 見）

滞納整理簿における催告の経過の記載について、メモ程度のものが簡略に記述されているのみで、上記目的に寄与しないものが散見された。そこで、滞納整理簿の処理てん末欄ないし備考欄においては、催告状送付日のほか、電話による催告を行った場合には、架電日時・架電した担当者名・電話聴取内容を、また、訪問による催告を行った場合には、訪問日時・訪問した担当者名・訪問結果（面談した場合はその内容等）を記載する必要がある。

以上から、滞納整理簿において催告の経過を記載する意義を再確認し、目的に適った記載をするよう要望する。

## ③ 長期滞納債権の回収について

### ア. 催告方法の見直し（意 見）

事務要領によると、未納者に対しては、月に1回以上、電話、訪問等による催告を行うこととされている。これに関連して、不納欠損に至った債権の督促状況を確認したところ、月に1回以上、電話、訪問等による催告を行っていないものが多くみられた。そこで、以下、督促方法が不適切であると考えられる3類型について、どのような催告を行うべきかについて述べることとする。

#### (ア) 電話催告のみを繰り返している場合

電話催告のみで効果があがらない場合には、催告状の送付や訪問等、別の方法により催告を行う必要がある。

#### (イ) 催告状が「宛所たずね当たらず」として返送された場合

催告状が「宛所たずね当たらず」として返送された場合、債務者が住所を変更した可能性がある。そのため、債務者が個人の場合は住民票を、法人の場合は会社の登記簿謄本を確認するなどして、現住所を把握する必要がある。

#### (ウ) 債務者が死亡した場合

債務者が死亡した場合でもその債務は消滅せず、債務者の相続人が相続するため（民法第882条、第896条）、相続人に対する請求を行う必要がある。

##### イ. 法的手続の必要性について（指 摘）

長期滞納者については、催告を繰り返せばそれで足りるというものでもない。債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとときは、訴訟手続により履行を請求しなければならない（地方自治法第240条、同施行令第171条の2第3号）。そして、相当の期間とは1年程度が目安になる。

##### ウ. 搬入停止措置の是非について（指 摘）

搬入事業者が受入基準に従わない場合には、事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる（条例第27条）。受入基準については、規則第12条に列挙されているものの、手数料の滞納による搬入停止措置は明記されていない。手数料の滞納による搬入停止措置は、事業系一般廃棄物（焼却対象物）の施設搬入に関する取扱要綱に規定されている。

このような搬入停止措置は、未収手数料を増大させないという点において実効性の高い措置ではあるが、搬入の機会を奪うという点において、事業者への影響は極めて大きい。そのため、市の内部規定にすぎない要綱で規定すべき事項ではなく、条例において明記すべきである。

また、未収手数料を増大させないという目的達成のために、即納扱い（手数料の都度払い）への切り替えで足りるものと考えられる。

したがって、搬入停止措置を条例において明記するとともに、長期滞納事業者に対しては、即納扱いへの切替えを検討したうえで滞納が解消されない場合にのみ搬入停止措置を講ずる等、実効的な滞納解消策を検討し、事務要領の見直しをされたい。

#### ④ 延滞金債権の調定・回収について

##### ア. 延滞金債権の調定について（指 摘）

局は、廃棄物等処理手数料について、納期限後に納付がなされた場合、市税の例により延滞金の徴収をすることとなる（督促条例第3条）。これに対して、

浮島処理センター及び堤根処理センターにおいて、平成 23 年度の事業系一般廃棄物等処理手数料について、延滞金が発生しているにも関わらず、調定していないケースが把握された。したがって、浮島処理センター及び堤根処理センターにおいて既に発生している延滞金については、すみやかに調定されたい。

#### イ. 延滞金債権の管理について（意 見）

延滞金については、調定後の督促及び催告を行っていないケースが多くみられた。その一因として、事務要領において、延滞金の収納事務にかかる記載がないことが考えられる。したがって、事務要領に延滞金の収納事務について明記し、各処理センター及び生活環境事業所において、事務要領に従って適切に延滞金の収納をするよう要望する。また、マニュアルの作成や定期的な研修の実施により、各処理センター及び生活環境事業所において適切に債権管理を行うことのできるような体制を整えるよう要望する。

#### ⑤ 不納欠損処理について

##### ア. 不納欠損処分の詳細な理由の明示について（指 摘）

廃棄物等処理手数料は、公債権として管理されており、5 年の消滅時効期間の経過により、債務者の援用なく消滅する（地方自治法第 236 条第 2 項）。債権が消滅した場合、不納欠損処理を行う必要がある。その際には、「その都度詳細な理由」を記載しなければならない（会計規則第 58 条第 1 項）。これに対して、督促経過について何ら記載がないものや「電話連絡とれず。所在不明。」とのみ記載されたものがみられた。このような記載のみでは、どのような債権管理がなされて不納欠損に至ったのか、時効中断効が認められる事由はないのか等、不納欠損すべきか否か適切に判断することができない。

以上から、不納欠損処分伺書の作成にあたっては、適切な債権管理を行ったが不納欠損に至った詳細な理由を明示されたい。

##### イ. 不納欠損処分の時期について（指 摘）

多摩生活環境事業所において、平成 13 年度から平成 19 年度調定の延滞金（合計 1,294 千円）に係る不納欠損の処理が適切になされずに、翌年度へ繰越調定されていた。これらの延滞金のうち、一部については債務承認による時効中断が認められる余地があるものの、大半は時効が完成していた。また、他の生活環境事業所における平成 23 年度不納欠損処分伺書にも、平成 22 年度以前に不納欠損すべき債権が存在した。

消滅した債権であるにも関わらず、漫然と催告を続けるなどして債権管理を継続することは、債権管理の効率化を阻害する。したがって、消滅した債権については、適時かつ適切に、不納欠損処分を行う必要がある。これに関しては、不納欠損処分について、事務要領に記載がなされていないため、事務要領に記載することにより、各処理センター及び生活環境事業所の認識を改めるよう要望する。

## 2. 火災ごみの撤去・運搬費用等請求に伴う収入未済（債権）管理について

### (1) 概 要

平成 19 年 9 月 26 日、川崎市内の事業所内で火災が発生し、火災ごみが生じた。この火災ごみについて、消防局を通じて事業者（以下、「本件事業者」という。）から環境局に処理依頼があったため、市が火災ごみの収集運搬及び処分を行った。その後、局は、本件事業者に対し、上記収集運搬処分費用として、一般廃棄物処分手数料 1,363,200 円及び一般廃棄物収集運搬費用 1,590,400 円を、本件事業者に対して請求し、再三督促をしているものの、いまだ支払いがなされていない。

### (2) 結 果

#### ① 本件火災ごみの撤去・運搬費用の法的性質について（解 説）

本件火災ごみの撤去・運搬費用の法的性質については、条例に基づく手数料（非強制徴収公債権）、事業者との準委任契約に基づく費用（商事債権）、事務管理に基づく費用、不当利得等、様々な見解がありうる。環境局のリスク管理上、準委任契約に基づく費用であると解すべきである。

平成 19 年 11 月 12 日付消防局長からの回答書によると、同年 9 月 27 日、川崎市及び麻生区で協議のうえ、環境局が本件廃棄物を処理することとし、翌 28 日、本件事業者に対し、環境局が処理するかわりに、後日費用を請求する旨伝え、本件事業者の了解を得て、環境局が処理したものと考えられる。そうであれば、本件事業者は、環境局に対し、本件事業者の廃棄物を処理する旨の事務を委託したといえ、環境局と本件事業者との間で準委任契約が成立したものと解される。準委任契約にかかる費用については、民法第 656 条、第 650 条第 1 項により、本件事業者に対し、請求することができる。このような費用返還請求権は、私債権として消滅時効期間 10 年と解される（民法第 167 条）。

もっとも、本件債権は、事業者の事業所において発生した火災により生じた事業系一般廃棄物に関するものであるから、商行為に関する債権に該当すると解される。そのため、商法第 522 条により消滅時効期間は 5 年となる。

以上より、本件債権は、商事債権であるから、消滅時効期間は 5 年間であり、時効期間満了後、事業者の時効の援用を待ってはじめて確定的に消滅するものと解される。

#### ② 本件火災ごみの撤去・運搬費用の管理について

##### ア 時効期間について（意 見）

本件債権は、債権の早期回収の面からも商事債権と解し、消滅時効期間 5 年の私債権として管理する必要がある。

##### イ 時効中断効の有無について（意 見）

本件債権を消滅時効期間 5 年で管理するとした場合、本件債権は平成 19 年 9 月 28 日に発生しているものであるため、すでに消滅時効期間が満了している

おそれがある。そのため、本件の交渉経過において、時効中断効が認められないか、以下、個別に時効中断効の有無を検討する。

(ア) 納入通知書の送付について

処分手数料については、平成 19 年 11 月 5 日、運搬費用については、平成 19 年 12 月 5 日に本件事業者に送付しており、それぞれ同年 11 月 10 日と同年 12 月 6 日に相手方に到達している。そのため、地方自治法第 236 条第 4 項により相手方到達時に時効中断効が認められる。

(イ) 督促状の送付について

処分手数料については、平成 19 年 12 月 18 日に、運搬費用については、平成 20 年 2 月 21 日に、事業者に対して配達証明郵便にて督促状を送付している。そのため、納入通知書の送付と同様、相手方到達時に地方自治法第 236 条第 4 項により時効中断効が生じる。

(ウ) 支払いの約束

本件事業者との交渉過程において、平成 20 年 3 月 17 日から翌 21 年 7 月 31 日にかけて、支払いを約束したとの記載があり、一部については議事録や報告書等が残っている。もっとも、議事録は市が独自で作成したものであり、相手方から債務承認の事実を争われる可能性もある。

以上から、消滅時効期間の起算日について、一般廃棄物処分手数料は平成 19 年 11 月 11 日から、一般廃棄物収集運搬費用は平成 19 年 12 月 7 日から、消滅時効期間が進行するものとして、債権管理をするよう要望する。なお、消滅時効期間をこのように解したとしても、局は平成 24 年 9 月に本件事業者に対して催告状を送付しており、当該催告状は本件事業者に到達している。そのため、催告状到達の日から 6 か月以内に訴訟提起、支払い督促の申立て等法的手続をとれば、時効中断の効力が認められる（民法第 153 条）。

ウ 法的手続について（指 摘）

市は、債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求しなければならない（地方自治法第 240 条、同施行令第 171 条の 2 第 3 号）。そして、原則として、地方公共団体の長には債権の行使または不行使についての裁量はない（最判平成 16 年 4 月 23 日）。

そこで、本件債権について、交渉記録等によると、再三催告を繰り返していることは事実であるが、いまだ回収されない状況であり、これまでのような催告を繰り返していることが訴訟手続により履行を請求しないことの理由とはならない。市は、すみやかに訴訟手続による履行の請求を検討すべきである。

### III リサイクル推進に係る監査結果について

#### III-1. 資源物のリサイクル推進について

##### 1. 資源物及び粗大ごみの収集・運搬及び処理業務委託等について

###### (1) 概要

資源物は、家庭から集積所に出されたものにつき、収集、運搬、選別、資源化処理及び売渡等を行い、再商品化等の処理が行われる。その処理方法は、その資源化対象物や地域によって扱いが異なっている。以下、各資源化対象物の収集・処理等業務に係る委託契約について列挙する。

- ① 空き瓶収集運搬業務委託契約（生活環境事業所執行分）について
- ② 空き瓶運搬業務委託（王禅寺執行分）について
- ③ 空き瓶選別業務委託（南部・堤根執行分）について
- ④ 空き缶・ペットボトル選別業務委託（南部・堤根執行分）について
- ⑤ 空き缶・ペットボトル・空き瓶資源化処理業務委託（南部・堤根執行分）について
- ⑥ 使用済み乾電池の運搬・処理業務委託について
- ⑦ 北部ペットボトル等資源化処理事業業務委託について
- ⑧ ミックスペーパー等収集運搬業務の委託について

上記以外の資源物の収集運搬業務の委託については、空き缶・ペットボトル及び使用済み乾電池を除き、現在民間事業者に段階的に業務委託を行っている。

###### (2) 結果

- ① 空き瓶収集運搬業務委託契約（生活環境事業所執行分）について

###### ア. 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について

###### (ア) 収集保留状況報告書の未作成について（指摘）

宮前生活環境事業所管内の業務委託に係る報告書等を閲覧したところ、作業日報の備考欄に「取り置き件数」の記載はあるものの、「収集保留状況報告書」の記載はなされていなかった。これは、取置き件数が多いため、未作成となっているということである。また、多摩生活環境事業所管内の空き瓶収集運搬業務委託の作業月報には、収集保留件数の記載も省略されており、空き瓶排出の実態が把握できない状況であった。

したがって、「空き瓶収集運搬業務マニュアル」の中で作成が指示されている「収集保留状況報告書」の作成の趣旨及び目的を再度確認し、空き瓶の排出実態や業務委託の遂行状況等を把握するための重要なデータと考えられる当該データ作成を徹底されたい。

###### (イ) 事業者が行うモニタリングの評価について（意見）

局は、仕様書において、受託者によるモニタリングを求めている。その方法は、毎月1回以上、本業務が本仕様書に基づき適正に実施されているか自

らモニタリングし、結果を指定する様式により速やかに本市に報告することとしている。しかし、当該モニタリングの報告内容の一部に「否」のチェックがあった。受託者が行うモニタリングの内容を確認の上、適時の提出・報告を徹底する指導を要望する。

#### イ. 空き瓶収集及び空き缶・ペットボトル収集の実施日について（意 見）

空き缶・ペットボトルの収集と空き瓶の収集は、同じ日の収集としているが、空き缶・ペットボトルと空き瓶が混在して排出されている状況が多く見受けられ、空き瓶の収集対象物以外のものが一定量排出されていた場合や異物の混入がひどい場合に「排出指導票」を貼付し、取置きすることにより排出者への周知を行っている。

資源物の適正排出が市民により効果的に実施されるよう、また、空き瓶の収集運搬業務委託が効率的に実施されるよう、さらには、生活環境事業所の職員の業務が本来求められる適正排出指導等の目的に貴重な人的資源を集中することができるよう、空き瓶収集日と空き缶・ペットボトル収集日とを同日ではない日に割り振る作業計画を策定するよう要望する。

#### ② 空き瓶運搬業務委託（王禅寺執行分）について

##### ア. 設計金額の積算構造について

###### （ア）業務費の積算について（意 見）

当該契約は総価契約であり、積算方法として数量と単価で設計金額を算定しているため、見積りと実績とが大きく乖離しないよう、十分なモニタリングが必要である。しかし、業務委託の実施状況に関する作業日数や燃料消費量等の実績数量について、設計時点での数値を検証する仕組みが構築されていない。したがって、総価契約であればなお更、仕様書等において当初設定した見込み数量（作業日数や燃料消費量等）の検証作業を効率よく実施することができる仕組みを構築するよう要望する。

###### （イ）諸経費の積算について（意 見）

委託業務でも、その業務内容によっては、国土交通省工事積算基準等を参考に積算を行っているが、それらの中には、諸経费率をそのまま利用した場合、適正な積算にならないものもある。たとえば、「空き瓶運搬業務委託契約」は運搬業務であり、その日のうちに受け入れた空き瓶をその日のうちに積み替え、運搬するもので、仮設物の必要性は低い。したがって、当該マニュアルを積算の根拠とすることは合規性の観点から重要ではあるが、委託業務によっては、効率的で効果的な積算の視点から、改善を要するものと考えられ、積算の趣旨を再度確認し、実態に則した積算を実施するよう、要望する。

###### （ウ）委託業務執行マニュアルの内容の再検討について（意 見）

委託業務執行マニュアルの内容は、改修工事における契約の設計方法を参

考としている点が多いため、当該「空き瓶運搬業務委託」について、マニュアルによる積算方法は必ずしも実態に則した方法であるとは言い難い。マニュアルの運用について、実態を反映した対応が可能となるよう、文言の修正及び単価・比率等の適用の際の留意点等を反映するよう要望する。

#### **イ. 仕様内容（積算単価・数量）の合理的根拠の設定について（意 見）**

平成23年度における当該業務委託に係る仕様書において、受入業務310日、及び運搬業務311日に対して、平成23年度の実績としての作業日（運搬日）250日は大きく乖離している（平成22年度：261日）。実績は、ほとんどの休日において、運搬作業を行っていない。このような作業日の大きな乖離は、受託者の業務の実施コストに大きな影響を与える項目である（過大な積算額：3,645千円）。したがって、作業の実態に支障がない限り、より経済的な業務委託の仕様内容や設計内訳となるよう、見直しを行うことを要望する。

### **③ 空き瓶選別業務委託（南部・堤根執行分）について**

#### **ア. 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について（意 見）**

実績収集資料としては作業日報及び月報があるが、稼働日数の実績は集計されていない。前述のとおり、機械の停止時間が長くなることは委託料の支払額との関係で実質的に非効率な作業に対する支払いとなるため、稼働日数、稼働時間も合わせて実績として集計される必要がある。また、搬入量に対する処理量の目標数値を設定することは、精度の高い選別、市民への分別周知の徹底への動機づけとなるため、数値目標を設定することを要望する。

#### **イ. 資源化処理施設（南部・堤根）の能力と実績の乖離について（意 見）**

南部リサイクルセンターは、受入供給設備、選別設備を備えており、機械による選別を行っている。しかし、稼働状況は、処理能力の約半分である（処理能力：45t/日（9t/h）に対して、実際稼働：21t/日（3.9t/h））。その理由は、選別設備の規格及び性能等の問題や老朽化等に伴い、空き瓶の色選別の精度が低下しており、残渣として処理されてしまう確率が高いためである。

玉禅寺等の今後のリサイクル施設の建設計画や完成時期との整合性を図りつつ、コストがかかり過ぎる現在の設備の稼働に対して、抜本的な改善計画を策定し、意思決定を行うよう要望する。

### **④ 空き缶・ペットボトル選別業務委託（南部・堤根執行分）について**

#### **ア. 資源化処理施設（南部・堤根）の能力と計画・実績の乖離について（意 見）**

南部リサイクルセンターは、受入供給設備、選別設備、圧縮設備及び集塵設備を備えている。一方、堤根処理センター資源化処理施設は受入供給設備、選別設備及び圧縮設備を備えている。両者の稼働状況は、年間搬入量が現在の水準で推移するのであれば、設備としては過大である。また、使用による設備の老朽化により実際の処理能力が低下していることも考えられる。

現在の設備の処理能力、実際の処理能力、処理見込量及び老朽化の状況等に対して、市内から排出される空き缶・ペットボトル等の計画排出量及び実績排出量の割合を十分に分析して、適正な処理能力についての評価をし、施設の整備については過大な処理能力等とならないよう、設備投資の適正規模及び整備時期の決定を行われるよう要望する。

⑤ 空き缶・ペットボトル・空き瓶資源化処理業務委託（南部・堤根執行分）について

ア. 落札率の乖離状況について（意 見）

一般競争入札により、川崎市資源リサイクル協同組合が落札しているが、その落札率は41.44%であった。契約を締結する段階で、低入札価格調査を実施しているが、契約締結後においても、人件費の実際支給状況や福利厚生面での問題点がないかどうか、作業の質に関する業務上の適正な研修内容・時間数や人材育成をどのように実施しているかなど、業務実施面における不履行リスクに繋がる要素を把握し、評価する活動を担当課は怠ってはならない。契約相手方は法人化された組織ではないため、また、協同組合の設立の経緯を踏まえて、組織の業務履行責任のあり方や内部統制面での問題点があれば、必要な契約上の指導を発注側の責任として実施するよう要望する。

イ. 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について

（ア）有資格者の確認状況について（指 摘）

仕様書では、業務遂行に当たって必要な資格を明示しているが、その明示された資格の一部（廃棄物処理施設技術管理者）について、提出が遅れていた。当該業務委託の契約相手方は協同組合であるため、なおさら、組合内部の業務実施体制について、相当な注意義務をもって担当課はモニタリングを実施されたい。

ウ. 実績集計と設計基礎数値との乖離状況等について

（ア）成果品の作成目標とその達成の手段について（意 見）

当該業務実施に当たって、担当課はペットボトルの完成ペール品について数値目標の設定を行っていない。処理不適物が混入すること自体、市民による資源物の分別ルールが徹底されていないことを意味し、処理施設での業務委託の非効率を招く原因でもある。また、委託業務の実施結果である成果ペール品の質を直接向上させる業務指標を設定することが業務委託内容の評価の透明性にもつながるものと考える。実際の作業成果品の質の向上を目指すため、また、資源物の適正排出における現実的な問題点の所在を明確にし、市民への排出ルールの徹底、普及啓発活動の活性化につなげるために、今後は、成果品の品質向上の目標を明確に設定し、その品質向上の手段としての業務指標を受託事業者と合意のうえ、測定・評価することができる仕組みを

構築されるよう要望する。

(イ) 容器リサイクル協会の判定基準と目標管理について（意 見）

容器リサイクル協会（以下、「容リ協」という。）による完成ベール品の評価について、平成24年度では、南部リサイクルセンター及び堤根処理センター資源化処理施設はともにA評価という高い評価を受けた。容リ協の評価に関するところは目標を達成している。しかし、視察時点での完成ベール品等の内容を目視した限り、いまだキャップ等の異物が完成品に含まれている。したがって、容リ協の評価基準の是非に拘らず、局としては、前述のとおり、完成ベール品等の質の向上に更に取り組むことを要望する。容リ協に対しては、A評価達成団体の更なる純正品の作成努力を評価することができる仕組みを要望する。局としても容リ協に対してさらにレベルの高い評価制度を創設するよう働き掛けることが重要である。

⑥ 使用済み乾電池の運搬・処理業務委託について

ア. 設計金額の積算構造について

(ア) 見積書の精査について（意 見）

当該使用済み乾電池の運搬・処理業務委託の仕様内容の作成及び設計に当たっては、運搬見込重量、1回当たりの運送コスト等の実態を調査して、経済的に最適な発注量を算定すべきであり、それを踏まえて、参考見積書の内容を精査して設計単価の積算を行うことを要望する。

イ. 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について（意 見）

次年度以降の積算に役立つ情報を集計するためには、効率的な運搬の実施を評価するための情報を収集する必要がある。実績集計資料として報告を受けるデータの活用目的を再度把握し、その目的のひとつとして、契約に当たっての実績を踏まえた適正な設計業務に必要なデータ（実際運送距離、1回当たり平均燃料費、人件費や減価償却費等のデータ）を精査するよう要望する。

⑦ 北部ペットボトル等資源化処理事業業務委託について

ア. 設計金額の積算構造について

(ア) 減価償却費、固定資産税の積算方法について（意 見）

減価償却費は、建設費とプラント費の取得価額相当額を115か月で償却した場合の1年当たりの減価償却費として算定している。115か月は、9年7か月であり、概ね契約期間で償却が終わる計算である。

契約終了後も北部地区に建設を予定していた資源化処理施設の竣工時期が当初の計画より延伸しているため、受託業者が、当該建屋及びプラントを活用して、川崎市の空き缶・ペットボトルの資源化処理を行う必要性があることに鑑みれば、新たな契約期間における契約金額の設計基礎に償却済みの設備の減価償却計算等を反映することを要望する。

## イ. 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について

### (ア) 契約単価の見直し方法の確立について（意 見）

当該契約は平成14年5月24日から平成25年3月31日までの複数年度契約であり、かつ単価契約である。設計金額の単価は、当時の「積算資料」等を基準としている。その単価は、近年の設計単価と比較して割高である。したがって、複数年度契約であり、かつ、単価契約であるため、来年度以降、本契約を延長するかまたは再契約を締結することとなるため、年度ごとに設計単価の見直しを行い、契約金額の見直しに反映するよう要望する。

### (イ) モニタリングの十分性について（意 見）

局は、委託契約に関するモニタリングとして、ペットボトルについての年1回程度の製品検査を行うとともに、提出された報告書を確認している。

当該契約は包括委託であるが、作業員の多くは下請業者でもある。そのため、業務がいわゆる「丸投げ」の実態となっていないか、下請業者への統制はなされているか、仕様書どおりに業務が行われているかなど、実地調査によるモニタリングを行うよう要望する。

## ウ. 資源化処理施設（北部）の能力と実績の状況について（説 明）

北部地域のペットボトル等資源化処理は受託業者の設備において資源化処理が行われている。

### 【北部地域のペットボトル等資源化処理能力及び実績】

処理能力	25.6t/日 (3.2t/h)
実際稼働状況（平成23年度）	22.9t/日

## エ. 包括契約と個別契約の比較について（意 見）

当該契約は10年間の包括委託契約である。一方、南部地域では、個別の業務ごとに委託契約を締結している。

空き缶・ペットボトルの処理計画に対して、実際の搬入量の比較を行うと、北部地域では包括委託契約に基づき搬入調整を行っているため、ほぼ90%の稼働である。その結果、南部リサイクルセンター等の処理計画に対する実績が低下しており、稼働率が低い原因のひとつでもある。今後は、当該資源物の処理業務委託の契約形態として、包括契約と業務ごとの個別契約の両者を比較し、さらに、総価契約か単価契約か、どちらの契約手法を採用するのかを、施設の再整備に合わせて真剣に検討することを要望する。

## オ. 資料の整備について（意 見）

予定価格書がファイルに保管されておらず、現在所在不明となっている。書類の整備について徹底するよう要望する。

### ⑧ 初設計金額の算定根拠について（意 見）

資源物の収集運搬業務委託の設計に際しては、人件費の積算根拠には行政職の

給料体系が使用されており、また、車両費の積算根拠にも環境局仕様の車両に基づき設計されており、業者の調達価額とは異なっている。

当該業務を直営による実施から委託契約による実施に移行する際に、業務委託先と考えられる複数の業者的人件費や車両の状況等、積算に必要な直接費等について、入念な市場調査を実施するべきであった。後述するように、次回の複数年契約の際には、当初または現在の設計額の詳細と実績との差異を十分調査し分析したうえで、新たな現実的な設計金額を算定することを要望する。

#### ⑨ 小物金属収集運搬業務委託に関する低落札率について（意 見）

小物金属収集運搬業務委託契約のうち、宮前生活環境事業所管内と多摩生活環境事業所管内の契約についてはいずれも極端な低落札率となっている（宮前 60% 弱、多摩 50% 半ば）。これらはいずれも低入札価格調査が行われており、契約に際しては委託業務を遂行するのに支障のないことが確認されている。しかし、契約期間である 3 年間の業務実施に当たり、請負業者の倒産リスク等の管理について、明示的な評価の仕組みが構築されていない。

複数年契約のうち、次年度以降の毎年度、業者の決算書及び税務申告書等を入手し、損益の状況、資産・負債の変動及び資金収支の状況について、異常な数値の変動について分析し、受託業務の実施に当たり経営上の重大なリスクは存在しないかなどについて、委託業者の責任者にヒヤリングを行うなどして、業績内容を把握し、適時適切な評価を行うよう要望する。

#### ⑩ 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について（意 見）

収集運搬業務委託費積算根拠の各設計項目について、現在のところ実績調査を行っていない。人件費、車両費、需用費（消耗品費）、燃料費及び研修費等、概ね全ての項目について、会社の業務実施の実績を調査し、比較・分析することが、現在の状況では求められているものと考える。

複数年契約に当たっては、質の高い業務実施をより低コスト（「受託業務を遂行するに足りる額」）で可能にする業者の業務実施体制、その運用状況について、十分に評価ができるように、業務委託の実績データを集計し、分析・評価する仕組みを確立するよう要望する。

#### ⑪ 業務委託契約事務について（意 見）

資源物処理業務委託に係る契約事務等は、主として本庁部門で集中的に執行されている。それに対して、業務委託の履行場所を所管する部門が仕様内容、設計業務及びモニタリング等を実施することで、常に受託業者の業務執行を監視することができ、その業務実施過程の評価結果をより適時適切に仕様内容等の見直しに反映することが期待される。本庁部門の処理計画課等は、業務委託の実施過程に対する牽制機能を発揮することが求められるべきである。このような観点から、各業務委託の運用の効果を全体として組織的に高める仕組みを再構築することを要望する。

## 2. 減量化施策について

### (1) 概要

市は、平成 17 年 4 月に、これまでのリサイクルを中心とした流れから 3R（リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を基本とした取組へと転換を図るという方針のもとで、「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」の改定を行った。また、平成 21 年 4 月には、地球温暖化や関係諸制度の見直しに対応するため、3R を基調とした循環型社会の構築と低炭素社会の実現に向けて、「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」の行動計画の改定を行っている。さらに、平成 23 年 3 月には、「第 5 次川崎市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、産業廃棄物についても、3R 及び適正処理の推進に向けた取組を進めている。市の資源化施策については、次のとおり列挙することができる。

- ① 生ごみ等リサイクル推進事業について
  - ア. 生ごみ処理機等購入費助成金制度について
  - イ. 生ごみリサイクルの活動費助成について
  - ウ. 生ごみ等リサイクル推進事業について
  - エ. 生ごみリサイクルリーダーの派遣・相談について
- ② 廃棄物減量指導員活動事業について
- ③ リサイクル推進都市かわさき事業について

### (2) 結果

- ① 生ごみ等リサイクル推進事業について
  - ア. 生ごみ処理機等購入費助成金等について

平成 23 年度、生ごみ処理機等購入費の助成件数の見積もりは 370 基であったが、実際は、129 基（生ごみ処理機等 105 基、生ごみコンポスト化容器 24 基）（助成金額 1,499,900 円）であった。

#### （ア）生ごみ処理機等助成件数の低下への対応の必要性について（意 見）

平成 3 年の助成開始から助成件数は減少傾向にある。家庭で行う生ごみ減量化は、市全体の減量化のためにも重要である。

減量推進課や生活環境推進係等の職員を、発想の転換により、生ごみ処理機助成制度という局の行政サービス（減量化のための手段）をいわば売り歩く営業パーソンと位置付け、また、生ごみリサイクルリーダー、廃棄物減量指導員を有能なアシスタントと位置付けて、協働して各種イベント、出前ごみスクール及びふれあい出張講座等で実績を積み重ねていくような、具体的で目に見える活動を要望する。

#### イ. 生ごみリサイクル活動助成金について（意 見）

生ごみリサイクル活動助成金は、平成 23 年度において、15 団体（上限 10

万円、助成期間 3 年間) を想定していたが、実際の助成額は、6 団体、418 千円にとどまっている。過年度の活動助成対象団体へのアンケートの実施による利用実態の調査や助成金額の十分性・助成期間の妥当性等の把握等、周知のための更なる努力が必要である。

#### ウ. 生ごみリサイクル推進事業について

生ごみリサイクル推進に関する局の取組として、各種モデル事業を実施しており、実施報告書等の提出があり、実績等が局に報告されている。

##### (ア) 各種モデル事業からの情報収集及びその活用について（意 見）

各種モデル事業に係る成果等情報の取扱いについて、事業として行った業務委託の結果としての情報収集にとどめることなく、更なるリサイクル推進につながるよう、活用されることを期待する。市がどのような事業を行い、どのような成果を得て、これによりどれだけの効果があるのか、またどれだけ有益かを明示することは、生ごみリサイクル事業に関する市民の関心や意識の向上に繋がると考えられる。したがって、局が行う事業の成果が、家庭での生ごみリサイクルにも反映する様々な公表技術も含めた工夫を要望する。

##### (イ) 生ごみリサイクルリーダーの活動の活性化について（意 見）

生ごみリサイクルリーダー（10 名）の活動は、平成 23 年度派遣等件数は 29 件である。生ごみリサイクルの講習会の開催頻度を高め、参加者を増やし、実際に体験する機会を増やすことが重要である。生ごみリサイクルリーダーと後述の廃棄物減量指導員の協力のもと、ごみ減量化への関心を高めるような活動を活性化することを要望する。

#### ② 廃棄物減量指導員活動事業について

##### ア. 廃棄物減量指導員支援団体報償金について（意 見）

平成 23 年度における廃棄物減量指導員支援団体報償金の交付実績は、報償金交付団体数 559 団体、交付額 9,042 千円であった。

報償費の性格上、廃棄物減量推進への報償的な支出である以上、担当課として地域のリサイクル活動に参加や協力していない 95 件及び無回答であった 21 件（第 9 期廃棄物減量指導員に対するアンケート結果）の廃棄物減量指導員の活動状況を調査・把握し、原因分析をもって、廃棄物減量指導員支援団体の更なる活動の活性化に向けた改善活動を徹底されるよう要望する。また、報償金申請のための活動状況報告書の記載内容の十分性を踏まえ、報償金交付の妥当性を検証されたい。

##### イ. 廃棄物減量指導員連絡協議会助成金について（意 見）

平成 23 年度の廃棄物減量指導員連絡協議会助成金の交付額は、2,848 千円であった。そのうち、川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会の事務運営費決算報告資料を閲覧したところ、機関紙発行事業の予算額 60,000 円を執行せず、カ

メラの購入 77,060 円に充てていた。当該連絡協議会の事務運営において、助成金が予算額の全額とされており、上記のような執行方法について問題がある場合、担当課として助成金の交付趣旨を徹底し適切な指導を行われたい。また、当該助成金の予算編成、執行管理、決算及び事業報告等の事務を担当課で実施している仕組みになっており、現状の事務処理について内部統制の面で改善されたい。

#### ウ. 廃棄物減量指導員の活動状況について（意 見）

廃棄物減量指導員の役割は、ごみ減量の普及啓発、リサイクル活動実践の指導、排出方法の順守指導及び廃棄物行政に関する意見及び情報の提供である。

担当課は、第9期（H22.4～H24.3）廃棄物減量指導員に対してアンケートを実施しているが、ごみ減量の普及啓発、すなわち、生ごみリサイクルに関する指導状況についてはアンケート項目には入ってはおらず、廃棄物減量指導員の活動が明らかになっていない面があった。家庭から出るごみの約3割は生ごみであることから、廃棄物減量指導員による市民への指導が重要な役割を果たすと考えられる。生ごみリサイクルリーダーとの連携や生活環境推進係との相互の連絡調整をさらに活発化し、廃棄物減量指導員による更なる普及啓発活動の充実を要望する。

#### ③ リサイクル推進都市かわさき事業について

##### ア. 過年度の報告書に対する取組状況について（意 見）

リサイクル推進都市かわさき事業の一環としての川崎市ごみ減量推進市民会議（以下、「市民会議」という。）の報告書の内容、特に、第2分科会での提案などは重要である。すなわち、生活環境事業所と廃棄物減量指導員が協働で行う集積所での排出指導をより具体的な活動目標のもとで改善状況を定期的に把握・評価しながら着実に実施することや減量指導員による体験発表会等を開催することは極めて重要である。直接の指導・解説により、パンフレットでは伝えきれないことを説明することができ、ごみ減量化への意識の向上につながる可能性も考えられる。

今後の市民会議の活動にさらに期待するものであるが、この内容を具体化するための局内部における職員（生活環境推進係等）の人材育成など体系的な取組を要望する。

### 3. 集団回収業務（報償金と奨励金のあり方等）について

#### （1）概 要

川崎市における資源集団回収は、平成2年6月の「ごみ非常事態」宣言を受けて開始した。資源集団回収とは、町内会、自治会、PTA及びマンション管理組合等地域の市民で組織される実施団体が、各家庭の協力により、新聞紙、雑誌、ダンボ

ール、布及びびん類等の資源化物を回収して資源回収業者に引き渡す等の方法で、再資源化に寄与することをいう。

ごみ総排出量と資源集団回収量

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	(単位:t)
ごみ総排出量	514,470	526,123	531,627	497,522	488,211	490,278	478,088	456,621	448,789	442,177	442,177	H13-23比
資源集団回収量	56,679	51,150	51,237	52,221	51,928	51,519	54,431	50,804	47,474	46,684	48,260	85.1%
資源集団回収量割合	11.0%	9.7%	9.6%	10.5%	10.6%	10.5%	11.4%	11.1%	10.6%	10.6%	10.9%	99.1%

## (2) 結 果

### ① 資源集団回収の経緯及び現状とその方向性について（意 見）

資源集団回収の処理経費は、普通ごみの処理費用の約 10 分の 1 と経費面では圧倒的にすぐれている。しかしながら、単身者や賃貸マンションが多い地域などにおいては、資源集団回収団体の組織化の問題など様々な理由により、集団回収が実施できない状況にある。

局では、資源集団回収を補完する取組として、平成 22 年 2 月より、宮前生活環境事業所管内をモデルとして、資源集団回収を実施していない地域を対象に、生活環境事業所が古紙の集積場所を選定し、川崎市資源集団回収事業連絡協議会の回収業者によるモデル回収を実施している。

このモデル実施が 3 年目となる平成 24 年度においては、減量推進課の職員や生活環境事業所の生活環境推進係の職員等が、地域の特性を十分に調査し、このような課題を解決することにより、他の生活環境事業所へも拡大することができるような仕組みの構築に、当該地域の市民、回収業者及び減量指導員とともに、推進していくことを期待する。

本来は、集団回収による資源物の回収方法が、市民の環境保護意識の向上の面でも、また、直営職員による収集業務の効率性の面からも、効率的で効果的である。したがって、地域住民の生活スタイルに合わせた資源物収集の可能性について、単身世帯やマンション世帯の住民との新たなネットワークの構築や大学生及び高校生等の若年世代のグループ活動・研究会活動とのネットワークの拡大などの可能性を模索し、伝統的な集団回収の枠を踏み越えた施策を構築されるよう要望する。

### ② 現在の報償金制度等の運用について（意 見）

資源集団回収事業における実施団体への奨励金の流れや登録業者への報償金の流れについて、資源集団回収事業を行う実施団体及び回収業者に対し、回収量に応じて、次のとおり単位当たり奨励金・報償金を交付している。

i 実施団体（町内会、自治会、PTA 等）への奨励金：3 円／kg

ii 回収業者への報償金 : 1 円／kg

市がこれらの単価を市況連動するものと考えている以上は、ルールを決めて時価に連動させるべきである。その際に 6 ヶ月、1 年、2 年ごと等見直しの期間を決めておくとともに、一定の率の変動の場合は単価について検討するなどの取り決

めを設定することを要望する。また、現在、報償金や奨励金の単価は品目に関係なく、全て重量単位で決定している。しかし、市況に連動させるのであれば、品目ごとに単価を決めるよう要望する。

さらに、資源物の買取価格を一定のルールに基づき定期的に調査を行い、回収業者の回収コストに与える人件費や燃料費の動向を勘案して、資源物回収業者への報償金や回収登録団体への奨励金の適正水準を常に意識した実務を実施することができるよう、一定のルールを構築することを要望する。

### ③ 他都市の奨励金等の状況について（意 見）

他都市における登録団体奨励金及び登録業者報償金の状況について、集団回収を行う登録団体への奨励金は、資源物の種類に関係なく、一定金額である。一方、資源物を登録団体から回収する登録業者への報償金は、横浜市や千葉市のように資源物の種類に対応して、単価を設定する方式である。また、横浜市は市況に連動して単価を見直すルールである。

以上より、局としては、登録業者への報償金について、市況を反映した単価の設定にすることを社会実験として実施することも考えられる。他都市の報償金等の支払いルールをつぶさに調査し、その仕組みの特徴と問題点を洗い出し、川崎市におけるルールの適用の可能性を分析評価すべきである。このような試みを実施するよう要望する。

## III-2. リサイクル推進に係る指定管理業務について

### 1. 橋リサイクルコミュニティセンターの管理状況について

#### （1）概 要

平成 21 年度より、T 株式会社は指定管理者として、橋リサイクルコミュニティセンターの管理運営を行っている。平成 23 年度の指定管理料は 17,939,877 円（消費税及び地方消費税を含む。）であった。

#### （2）結 果

##### ① 指定管理業務実績の評価と改善努力等について（意 見）

施設利用状況の報告内容に関連して、指定管理者が、施設の利用実態に対応した原因分析とその説明を市担当課に対して十分に行い、市担当課においては今後の指定管理業務の改善につなげるよう要望する。また、この公の施設における個別の事業が施設の設置目的に合致しており、市民にとってもリサイクル意識の涵養などの面で、いかに魅力のあるものであるかについて、的確に広報を行うよう要望する。例えば、現在の施設の広報としては、橋リサイクルコミュニティセンターのホームページ上で実施されているが、内容としては、「施設概要」、「再生品」、「イベント」、「常設フリマ」、「問い合わせ」、「メルマガ登録」の 6 つに分けて情報発信を行っている。それぞれについての個別の監査意見は、監査報告書の 295

～296 頁に掲載した。

**(2) 業務日誌の記載の正確性について（意 見）**

指定管理者が作成している業務日誌は、全体として記載内容が定型的で、「利用の案内及び受付業務」、「備品等の貸出業務」、「3 R の推進に関する業務」及び「近隣地域・利用者からの要望への対応」等について、「特記事項なし」の記載が目立つ。担当課において、指定管理者が記載する業務日誌の記載情報の正確性及び業務把握の的確性等を確保する仕組みを構築し、指定管理者にも正確で豊富な情報量の業務日誌の記載を義務付けるなどの統制活動を行うよう要望する。

**(3) 指定管理業務の会計的データ報告内容とその分析・評価手法の十分性（意 見）**

平成 23 年 10 月 1 日（土）～平成 23 年 10 月 31 日（月）において、利用者アンケートを実施し、意見や満足度を調査しているが、そのアンケートの内容について、施設利用者の満足度を的確に測定できるような質問や指標とする必要がある。そのうえで、回答内容を正確に把握し、十分に分析を行うことを要望する。

**(4) 指定管理者に関する評価等の実施について（意 見）**

平成 23 年度指定管理業務評価は、監査期間中の 10 月に完了するということであった。指定管理者の評価として、10 月末に評価が完了するのでは、業務の改善提案などの指示の面で極めて不十分である。実際には、月次等で業務の報告会などが実施されたり、隨時、担当課の職員が施設へ立入り実施状況を視察したりしているが、体系的に業務の実施状況をチェックするモニタリングの手法が確立されているとは言えない。当該施設の指定管理者制度に係る担当課職員がタイムリーに指定管理者の業務実施状況に関して把握・評価指導等を行い、早期に業務改善につなげる仕組みを構築するよう要望する。

## 2. リサイクルビレッジ堤根の管理状況について

**(1) 概 要**

リサイクルビレッジ堤根は、堤根処理センター管理棟 1 階の入口左側スペース（49 m<sup>2</sup>）を使用し、リサイクル家具・リサイクル文庫を展示、エコぞうり制作体験教室などを実施している。当該事業の受託者は、橘リサイクルコミュニティセンターと同様、T 株式会社である。当該事業の委託料は、平成 23 年度では 2,215 千円であった。

**(2) 結 果**

**① 利用状況について（意 見）**

現場での視察の際にも、来館者もほとんどない状況であり、その原因としては、事業の立地場所の利便性や展示品の魅力、そして広報の手法にあるものと考えられる。展示場所について、同じ敷地内にある老人休養施設やプールのある一角の方が、人通りがあり、施設の認識頻度としては効果的である。現在の場所が、事

業の実施場所として適切であるかどうかに関する検討をより積極的に行うよう要望する。

## ② 契約手法について（意 見）

当該事業は、橘リサイクルコミュニティセンターの事業とその目的や実施手法等においてきわめて類似するものである。実際にも、両施設のホームページ上では、情報アクセスのリンクが行われている。両事業は、お互いがそれぞれ密接に連携した事業であることから、事業実施の際にも明確にその事業連携を目指すべきである。そのため手法のひとつとして、指定管理者の選定手法に準じて、リサイクルビレッジ堤根も、提案手法などを統一し、可能な限り同時に実施者を募集するよう要望する。

### III-3. 粗大ごみの収集業務について

#### 1. 粗大ごみ処理券の管理状況について

##### （1）概 要

平成 16 年 4 月からの粗大ごみ収集の有料化を契機に、粗大ごみ収集の受付は、各生活環境事業所での申し込み受付から粗大ごみ受付センターへの一括申込方法に変更し、また、平成 20 年 4 月からは収集運搬業務を民間事業者への業務委託に切り替えた。

##### ① 粗大ごみ収集の業務フローについて

##### ② 粗大ごみ手数料について

「200 円」、「500 円」及び「1,000 円」の 3 種類である。

##### ③ 粗大ごみ処理券の取り扱いについて

粗大ごみ処理券については、その取り扱いのステッカーを掲示している市内のコンビニエンスストア、郵便局（ゆうちょ銀行）、各生活環境事業所で購入することができる。

##### （2）結 果

##### ① 粗大ごみ処理券の手数料額について（意 見）

近隣の政令指定都市においては、重量に基づく手数料額の設定方法を採用している都市があり、また手数料額について 5 段階の設定としている都市がある（横浜市と千葉市）。さいたま市については、手数料額が 3 段階と川崎市と同様であるが、手数料額の設定方法が異なる。これに対して、川崎市の手数料額の設定は、一定の長さや幅などの大きさに対応して、200 円・500 円・1,000 円という簡素な料金体系としている（平成 16 年 4 月 1 日施行）。

他都市比較の中で、スプリングソファ・マットレス等は明確に普通の粗大ごみとして取り扱っている。しかし、処理の困難性やコストのかけ方などの作業場の安全性及び経済性効率性の面から、このような取り扱いに合理性があるのか、疑

問が残る。したがって、川崎市の場合、粗大ごみ処理手数料額のあり方について、特に1,000円の手数料額の範疇に含まれるスプリングソファ・マットレス等を別の料金体系として位置付けるかどうか、検討するよう要望する。

## ② 粗大ごみ処理券の手数料額の設定根拠について（意 見）

平成16年度における粗大ごみ1個当たり処理原価（1,476.6円／個）と平成22年度のそれ（828.171円／個）とを比較すると、直営での実施に比べて業務委託の場合の入件費等のコストの差異が大きく処理原価に反映しているものと考えられる。粗大ごみ収集業務のコストが、より経済的に絞り込まれたことを考慮すると、粗大ごみの排出抑制等を目指す立場からも、今後の状況等を踏まえ、手数料額の見直しの必要性について、検討されることを要望する。

## ③ 粗大ごみ処理券の管理状況について

### ア. 郵便局における粗大ごみ処理券の管理について（指 摘）

郵便局における粗大ごみ処理券の取扱いについては、受払簿の記帳の定めがない。粗大ごみ処理券の受払の管理については、事実上、各郵便局の管理手法に任せているのが現状である。

平成23年度における郵便局用粗大ごみ処理券の印刷枚数、郵便局売り捌き枚数、年度末時点の在庫枚数及び収集計画課における在庫枚数の状況によると、郵便局で使用した粗大ごみ処理券の枚数50,871枚と郵便局の在庫の枚数34,691枚の合計枚数が85,562枚であることが分かる。収集計画課所管の在庫枚数25,200枚と合計すると、110,762枚となり、印刷枚数である120,000枚との差異が、9,238枚発生している。

したがって、収集計画課は、郵便局による粗大ごみ処理券取り扱いの協力の経緯を尊重しなければならないが、粗大ごみ処理券という金券類の取扱いに慎重な手続きを要求されるべきであることの認識を双方で共有し、今後は、郵便局における粗大ごみ処理券の出納管理の再構築（出納簿記録の備付と循環的な調査・指導等）に努められたい。また、7郵便局が返送枚数表を提出していないことなど、現在の報告制度上でも、運用面に重大な問題がある点を徹底して改善するよう努められたい。

### イ. コンビニエンスストアにおける粗大ごみ処理券の管理について（意 見）

各コンビニエンスストアは、毎月、取扱店分を取りまとめて、「粗大ごみ処理手数料収納実績報告書兼収納事務委託料請求書」と「粗大ごみ処理券在庫状況表」を収集計画課へ送付することとなっている。

コンビニエンスストアの在庫については、「粗大ごみ処理券在庫状況表」により確認できる。これによると、平成23年度の印刷枚数（850,000枚）、コンビニエンスストア側の残枚数（89,844枚）及び収集計画課側での残枚数（335,500枚）を集計したものである。売り捌き枚数と収納金額の合理的な検証が現在の

報告書の検収方法で可能であるが、コンビニエンスストアからの実績の中の前期繰越枚数が、実際に現物の枚数と一致しているかどうかについて、検証がなされていない。コンビニエンスストアの粗大ごみ処理券には使用期限がないため、過年度印刷分でも使用が可能であり、相当過年度のものも残っていることが予想される。

したがって、収集計画課は、各コンビニエンスストアが管理する粗大ごみ処理券の正確な売り捌き枚数と残高を適正に管理し、検証するための手法を再度構築するよう要望する。具体的には、各コンビニエンスストアの在庫管理、市からの受け入れ枚数管理、売払い管理及びその結果としての残枚数等の管理のそれぞれについて、各コンビニエンスストアのPOSシステムの特性に合わせてそれぞれ対応する証票（在庫情報、発注情報及び販売情報に係るシステム証憑）をヒヤリング等により確認して特定する必要がある。

#### **第4 利害関係について**

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。